

平成23年第3回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成23年9月6日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦護君
参事	中山豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局 事務局次長兼 事務局長	長谷寿美夫君
教育長	内田浩君	教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君
生涯学習課長	小山信之君	消防長	近藤弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局次長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまで。

ここで、欠席の御報告をいたします。

教育部長は、奥様の葬儀のため、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告いたします。

よって、本日は、教育部次長兼学校教育課長、生涯学習課長の出席となりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、町長代理として副町長が葬儀に出席するため、本日10時から2時間ほど会議を欠席する届け出がありましたので、御報告いたします。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場内において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影を行います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内での写真撮影は許可することに決定しました。

写真撮影は、一般質問の質問者を随時撮りますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(池田久男君) ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 伊澤伸一君 登壇]

○総務部長(伊澤伸一君) 議長のお許しをいただきましたので、御報告をいたします。

過日の台風12号による被害状況等を取りまとめ、速報でございますが、本日、お手元にお配りをいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

なお、確定いたしましたら、改めて報告をさせていただきます。

以上です。

[総務部長 伊澤伸一君 降壇]

○議長(池田久男君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は15名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長(池田久男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 大嶽 弘君、1番 中根秋男君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長(池田久男君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告に従いまして、順次、質問をしてみたいです。

まず、安心して介護を受けていくための施策として、介護保険の充実についてお尋ねをするものであります。

改定介護保険法は、民主・自民・公明・みんなの党の賛成で、6月15日成立をいたしました。日本共産党、そして社民党はこれに対して反対をしてみました。

介護保険が始まって10年が過ぎ、保険あって介護なしがますます浮き彫りになってきております。高過ぎる保険料や利用者負担、また特別養護老人ホームは待機者がいっぱい、入所すらできません。しかも、幸田町では、待機者の実態すらつかめないなど、問題が多く出てきている状況であります。

今回の改定介護保険法は、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指しており、主な改定内容は、市町村の判断で介護予防、日常生活支援総合事業を創設をする。24時間対応の定期巡回、臨時対応型訪問看護、2種類の在宅サービスを組み合わせる複合型サービスの創設であります。介護職員の医療行為、たんの吸引等を可能にする。介護療養病床の廃止期限の6年延長、財政安定化基金の取り崩しを可能にするなどがございます。

しかし、今回の改正で一番大きな点は、市町村の判断で介護予防・日常生活支援総合事業を創設できることでもあります。これに対して、まずお伺いをするものであります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今、介護保険の今回の改正につきましての御質問でございますけれども、今、御案内のございましたように、介護保険法につきましては、6月15日の参議院の本会議におきまして、その一部改正が成立をいたしましたところでございます。

今の御指摘のございました介護予防・日常生活支援総合事業の関係でございますけれども、この内容につきましては、市町村、また地域包括支援センターが利用者の状態や、また意向に合わせまして予防給付で対応するのか、また新たな今回創設をされました地域支援事業、総合サービスでございますけれども、その利用するかを判断をいたしまして、これによりまして、利用者の状態に合わせまして見守りや配食、こういったものを含めました生活を支えるための総合的な多様なサービスを提供することが可能になるといったことで示されておるものでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、幸田町としては、どのように今回の法改正を受けて進めていくのかということでございます。

幸田町には、3年前に新たに新設をされた地域包括センターがございます。社会福祉法人に委託をして運営をされているわけでありまして、この地域支援事業、これを改めて発展をさせ、そして要支援の人たちや、あるいは自立と判定をされた人、こうした人たちに対してのケアをどう進めていくか、ということでございます、今まで

介護保険の対象となっていた事業を市町村独自の事業として進めていくのかどうなのかという、こうした今の瀬戸際に立っている状況の中で、幸田町はどうしていくのかということでございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 幸田町としての今後の対応の仕方ということでございますけれども、まだ今、第5期の介護保険事業計画につきましての内容等につきまして、今、検討を進めさせていただいておるところでございます。

国のほうのまだ詳細な部分も示されていない部分もまだ多々あるわけございまして、そういったことを考え合わせながら、今後、町としても、こういったサービスを提供していくということになれば、それなりの体制をやはり整えていかなければならないということでもあります。

この参議院でこの法律を成立したときに附帯決議も出されておるところでございます、その中で、利用者の意向というものを十分酌み取った上での制度運営というものが図れるようにというようなことも示されておるところでございます。

こういったことも踏まえ合わせながら、今後、よくその辺については、対応が私どもとしても利用者にとってマイナスにならないというものがやはり必要になるわけでございますので、そういった対応ができるような形がとれるかどうか、また関係機関とも調整をしながら、そういった部分をまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、現行では、介護保険の対象となって、要支援1・2は予防給付、これを受けることができるわけでありますよね。デイサービスや訪問介護、短期入所、ショートステイ等、要介護者に対する介護給付に準じて適用をされているわけであります。ところが、今回の改定は、要支援者については、従来の介護給付を受けるか、あるいは総合事業に移行させるか、これ、一人一人について判断をするものであります。

この総合サービス事業と言って、聞こえはいいわけでありますけれども、要するに介護対象から外してしまうと、そういう点からすれば、市町村のメニューが不十分であればサービスの質が保障されるかどうかかわからないと、こういう問題もあるわけでございます。

そうした点で、現在の配食サービス、これは福祉サービスとして提供されているわけでありますけれども、これが総合サービス事業に組み込まれてくる。そうした場合、どうなるのかという問題でございますが、先ほどは利用者にマイナスにならないことが大事であると、こういうスタンスに立つというふうに言われましたけれども、じゃあどういふふうな取り組みをしていくのか。

来年の4月からは新たな事業として第5期の介護保険がスタートするわけであります。そうした点からすれば、もう既に半年という中で、どのような取り組みをしていくのかは、もう切羽詰まった時期に来ているわけでありますので、そのためにもニーズ調査も進めてこられたわけでありまして、町としてはどのような対応をしていくのかお聞きをするものであります。いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 配食サービス、そういったものも今回の中で組み込まれたということでございます。

今御指摘のように、今、社会福祉協議会を通じまして、JAのほうのボランティアの方々も御協力いただく中で配食サービスの提供を町としては独自に進めさせていただいておるところでございます。

今回、こういったものが組み込まれることによって、補助対象にもなってくるのかなというようなことも思うわけでございますけれども、こういったものが、今のシステムがそのままこの中に、この介護保険の中に組み込んでいけるのかどうかということは、その辺のことを今整理をさせていただいておるところでございます。

今の現状から申し上げますと、配食サービスのほうも、利用者のすべての体制的にも非常に今限界に来ておるといような状況も聞いておるところでございます。そういった中で、どういう形がとっていけるのかということも改めて考えていかなければならないということでございます。

いずれにいたしましても、期日も迫ってきておることは御指摘のとおりでございます。社会福祉協議会等とも十分調整をさせていただきながら、今後の方向性というものを見出していきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この地域支援事業、これは現行では、介護給付費の3%以内、こういうふうに位置づけをされている中で、必要なサービス提供がこのままでは不可能になるのではないかと、こういう懸念もされているわけであります。

ですから、この総合事業を実施をするとするならば、3%以内の制限を引き上げることが大事ではなかろうかということでございますけれども、そうした点についてはどのようにお考えかということであります。

また、この地域包括センターが一人一人について判断をしていくということでございますけれども、現在の体制の中で、この地域包括センターがきちっとその事業を高齢者のニーズに合わせた形の中でできるかどうか、こういう体制についてもいかがかという問題でございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず1点目の関係でございますけれども、これは3%という部分が出てくるわけでございますけれども、この辺の関係について、具体的なものがまだ、繰り返しになります、国のほうからこういった形ということは、詳細な部分が出てきておりません。そういった部分についての対応が今後どうされるのかということも考え合わせながら判断をしていかなければならないというふうに思います。

いずれにしましても、繰り返しになりますが、この日常生活支援総合事業の関係につきましては、詳細な組み立てというものが示されるのを待ってこの辺を考えていかなければならないということにもなってくるわけでございますので、その辺につきましては御了承をいただきたいと思っております。

それから、地域包括センターの体制の関係でございますけれども、非常に現状におきましても高齢者の方々が非常にふえてきておる、これは否めない事実でございます。そ

うした中で、そういった介護認定等、いろいろとそれに対応していただく、今、最前線として包括支援センターが機能しておるわけでございますけれども、そういった体制というものも考えていかなければならない部分も来ておるのではないかなということも思います。

その辺についても、これもやはり社会福祉協議会ともよく調整をしながら、どういった手法がとれるのかどうか、単に人だけの問題なのかどうかということも考え合わせながら判断をしていく必要があるかというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とにかく、国の基準が示されてからでないといけないと、取り組めない、というふうな答弁ですよね。

この国の意向が示されてからでは、市町村が独自にどうやっていくのかということが非常に困難になってくるのではないかと、いうふうに思うわけでありまして、とにかく今回の総合事業の中で言えば、市町村の独自の判断が求められる中で、高齢者が安心して老後を過ごすことができる、これをまず一番に考えていかなければならない問題でありまして、それが高い利用料や保険料になってはいかかという問題にもなるわけでございます。そうした高齢者の立場に立っての事業を進めていく、この立場に立たれるかどうかということでございます。

それと、利用者の意向というのはどうなるのかという問題でございます。最終的には、地域包括センターで判断をしていく、こういう介護の実態に合わせて進めていくというふうな方向であるということがいろいろと言われている中で、実際介護を受ける側のニーズがきちっと反映されるかという問題でありますけれども、その辺はいかかということでございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 期間的に非常に迫ってきておることの中で、我々としても国のほうのやはり示されるものをすべて待っておるというわけにはいかない、タイムリミットというものもございます。我々としての考え方、今、基本が示されておる中の対応の中でどういった形のものや、やっていくかということは、早急に、こういった事業計画を策定する策定委員会のほうでもそういったことを御議論いただくような形をとっていかなければならないかというふうに思っております。

そういった意見の中で、今回の部分については、我々としても並行して走っていくといったような形でいかなければ日程的にはやはり苦しいというふうに思っておりますので、そういった中でよく審議をしていただきたいというふうに考えております。

それから、利用者の意向ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、国のほうの今回の成立に当たりまして、附帯決議の中で、この運用に当たりましては、要支援認定者が従来の介護予防サービスと、それと今回の総合事業の選択をできるわけでございますけれども、その辺、よく意思を最大限尊重し、国としてもその財源については確保して、市町村ニーズに適切に対応できるような措置に努めていくような内容とする附帯決議がなされておるところでございます。

こういった附帯決議に尊重をいたしまして、我々としてもこの利用者のそれぞれのや

はり御意向というものも違ってくる部分があるかと思いますが、そういった部分の中で最大限可能な部分について我々としても利用者の意向というものを尊重していかなければならないというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、24時間地域巡回型訪問サービスということが目玉として出されてきたわけでありまして、日中・夜間を通じて、排せつや体位交換の介助などを行うものでありまして、これが15分程度の短時間の巡回訪問ということでありまして、こうした24時間型の訪問サービスというものは幸田町では取り組められるかどうかという問題であります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 24時間の訪問サービス、この巡回訪問の関係につきましては、やはりそれなりの体制をとっていかねば非常に難しいという部分がございます。いつどういった状況が生まれるかわからないわけですので、そういったニーズというものをどういうふうに対応していくということは、これまでも一部そういった訪問というものができるシステムにはなっておるわけですが、今回、こういった形での巡回訪問というものがしっかりとした形での制度としてできてきたわけがございます。特養のほうとか、そういったところでも、そういった制度として体制がとれるのかどうかということも考え合わせて対応していかなければならないというふうに思います。

今後、その体制というものがどういうふうにあるべきかということもよく整理をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この24時間地域巡回型の訪問サービスは、市町村が公募で選考できるというふうにもなっているわけでありまして、幸田町でそのような体制がとれるかという問題でございます。

次に、ニーズ調査を実施をしましたが、その結果についてお伺いをするものでありますけれども、今回のニーズ調査は、今までの調査と違って、国が示した基準に基づいて進められたわけでありまして、その結果についてはどうだったかという問題であります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 24時間地域巡回型訪問サービスにつきましては、先ほど申し上げましたように、それなりのやはり体制というものを確保していくということが求められるわけがございます。こういったことができるかどうか、法律でそういった制度が決められておるわけですので、そういった制度というものが確立した以上は、町としても何らかの対応というものは考えていかなければならないということですので、そういった部分についてはよく検討していきたいというふうに思っております。

それから、アンケートの関係でございますが、来年度から始まります第5期の介護保険事業計画を作成をするためにニーズ調査を本年2月5日から3月22日までの間にお

きまして実施をさせていただきました。

調査項目につきましては、家族の住環境、身体状況、日常生活状況、社会参加の状況ですとか、また健康状態、こういった8分野、89項目によりまして実施をいたしましたのでございます。

このうち対象者6,307名の方のうちから抽出をいたしまして、一般高齢者528人、二次予防対象者が235人、要介護認定者212人、合計975人に対しまして調査表を郵送し、回答を得たものでございまして、回答率は92.1%となって、898人の方から御回答をいただきました。

回答の取りまとめの関係でございすけれども、今、単純集計を調査委託業務によりまして行いまして、現在、クロス集計、また介護ニーズの抽出分析などを進めさせていただいております。

今後、その結果に基づきまして、国の示してきます支援ソフトを活用いたしまして、高齢者の実態把握を行いまして、計画のほうにつなげてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、具体的なクロス集計等がまだできていない単純集計の段階でございますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 厚労省が全国調査をしましたけれども、その中で、介護者は2割の世帯にあるということでありまして、そうした中で、多様な支援を切望しているという状況がございます。

そういう全国の状況も、幸田町の状況も、さほど変わらないという中で、今回のニーズ調査、これが約1,000人のうち一般が528人ということからすれば、実際、要介護状態の人たちのニーズというものがどう反映していくのかということでございます。

まだまだ一般の方たちにすれば、実際、自分が要介護状態になったときにどのようなサービスが必要かというのは実感としてまだわからない状況の中で、現在、介護を受けておられる人たちがとてもサービスの状況が、介護が受けられないと、こういう感じを受けられている、そうした点からすれば、実際、これからの第5期の計画の中に反映させていくにはどうかという問題でございますけれども、実際、幸田町で不足している事業は何なのか、そういうことが分析できるのかどうかということでございますが、いかがでしょうか。

それから、幸田町の中では、特別養護老人ホームの待機者の実態把握ができない。今回のニーズ調査の中でも把握ができていないわけでありまして、実際、介護が足りているかどうかというのが町としてはつかめない状況になっている現実がある中で、その辺は次期の計画の中にどう反映をさせていくのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） ニーズ調査の関係に対しまして、なかなかすべての内容というものを住民から拾い出すということは非常に難しい部分もございす。我々としても、国のほうの示された中の項目に従いまして、今回もその調査をさせていただいたと

いうこととございます。その分析につきましては、今後示される、そういった国のほうからのソフトに従いまして分析をしていくわけとございますけれども、これまでも示されておりますように、やはり今回の介護保険法の改正にもありますように、家庭でやはりなるべく介護を受けたい、そういった個人、個人の御要望というのものもあるのが、若干、以前の内容とは変わってきておる部分ということをおっしゃっております。そういった側面というのものも反映しながら、今回の改正というのものがなされたというふうに理解をいたしておるところでございます。

そういったものもあわせながら、これまでですと施設介護というものが中心的な役割を果たしてきておるわけとございますけれども、こういったものが家庭で介護を受けていただく方々に対してどれだけの支援ができるかということも今後考えていかなければならないことではないかなというふうに思っておるところでございます。

そういったものを今後の策定委員会のほうでもお示しをしながら、御意見を伺って、今後の計画づくりに生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国は、だんだんと高齢化率が高くなるにつれて、施設介護から在宅介護へとシフトをしてくる中で、前回の第4期の中で施設から在宅へと、こういうことで地域支援事業を進めてきたわけとございます。

そして、今回の24時間地域巡回型訪問サービスというものも出されてきた中で、まだまだ在宅ではなかなか厳しい、そういう人たちが特養に入りたいと思っても、実際入ることができない。こうした現状も、やはり解決していかなければならない問題でございますし、またそうしたニーズもあるわけとあります。

幸田町の特養は2カ所という中で、入所待ちがたくさんいるわけとございまして、新たな施設の建設というものが求められている中で、今、国は小規模の特別養護老人ホームも認めるという方向が来ているわけとありまして、幸田町で三つ目の特別養護老人ホームの建設、こういうものを第5期の計画の中に反映させていくつもりがあるかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 特養の待機者の関係とございますけれども、ことしの7月29日に愛知県が県内の特別養護老人ホームの入所、待機者の関係につきまして、その調査結果を発表いたしました。

調査の対象につきましては、県内の全特別養護老人ホーム228施設のうち208施設から回答の集計をいたしたものでございまして、この回答につきましては、待機者の中から重複して申し込みがされている方や、また要支援の方で入所の対象とならない方を除いた1年以内に入所を希望される方がどれだけあるかということとございまして、1万1,678人が県内ではお見えになるということとございます。20年の調査からすると、1,994人増加をしておるということとございます。

その中で、特に入所の希望の高い要介護度が3から5、こういった高齢者の方の伸びの関係につきましては、特に名古屋市が2,178人、岡崎市、我々幸田町も含むわけとございますけれども、西三河南部の圏域の関係が1,208人ということと、非常に

この県内の中でも待機者が多いということでございます。

ちなみに、この表で県下の示された内容で参りますと、幸田町におきましては、要介護度3から5で待機者が55名という形、またそれから1から5全体で考えますと89名といった待機者の方がお見えになるというデータが示されておるところでございます。

それと、今後の特養の建設の関係でございますが、県におきましても、現在、第5期介護保険事業計画を策定をされております。こうした中で、施設整備の計画も定められていくことになっております。

特に、本町が属する西三河南部の医療圏域につきましては、本年4月から幸田町と岡崎市で構成をいたします南部東圏域に分割をされました。こうしたことから、県の特別養護老人ホームの入所状況におきましても、先ほど申し上げましたように、岡崎市を中心とした、この地域の待機者が多いということでございますので、町としても、現在、その認可がやはり県において認可されるということでございますので、町といたしましても、こういった今、町の需要というものも考え合わせながら建設要望につきまして県に働きかけをいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、特別養護老人ホームの三つ目をこれから計画の中に位置づけていくと、こういうことでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今申しましたように、町として、今、そういった希望を県のほうに出してはいるわけでございますが、全体枠の中の県としての保険事業計画の中のそういった割り振りというものもございます。基本的には、岡崎・幸田の南部東圏域の中で考えられることというふうに考えております。

岡崎のほうでどれだけできるのか、また幸田のほうでお認めいただけるのかどうか、その辺の枠というものは幸田町のほうでもできるように、そういったものを今要望しておるということでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、保険料の関係でございますけれども、第5期の保険料の改定がすぐ目の前に来ているわけでありまして、現在、幸田町の基準額は3,500円でございます。

ところが、これからの高齢化率が高まるに伴って、こうした今の介護施設の不足や、あるいは在宅介護の希望がどんどんふえてくる中で、介護保険会計そのものが大変な状況になってくる。こうした中で、施設から在宅へということでシフトがされてくる。そして、要支援1・2の介護取り上げ、こういう問題にもつながってくるわけでございますけれども、しかしながら今回の改定に伴っては、保険料の値上げというものが国においても示されている中で、月額5,000円と、全国の平均の中では、こうした状況も示されております。

幸田町では、介護準備基金の積み立ても相当あるようでございます。これを取り崩して保険料の値上げを抑える、据え置きをしながら住民負担を抑えていく、こういう姿勢

で臨まれるかどうかでございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 第5期の介護保険の保険料の関係でございますけれども、国といたしましては、高齢化の進展や16万床の緊急基盤整備等の影響によりまして、4,160円であった全国平均の基準額から大幅な上昇が見込まれるということで、今、議員から御指摘がございましたように、5,000円を超えるんじゃないかなといったような情報が流れてきております。

本町に当てはめますと、現在、3,500円の保険料の基準額となっておりますけれども、4,200円を超えるんじゃないかなというふうな考え方もあるわけでございますが、今、議員から御指摘がございましたように、基金のほうの積み立ての金額も若干ございますので、こういった保険料の設定に当たりましては、やはり高齢者人口や要介護認定者の増加、保険給付の増加、こういったものを見込みまして、またそれから先ほど御指摘ございますような、介護保険法の改正によります影響というものも加味していかなければならない、場合によっては、施設ができますと、それに対するまた影響というものも想定がされるわけでございます。そういったことを見込みながら、本町といたしましてもこの基金というものを有効に活用しながら、少しでも保険料の高騰を抑えていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 4,200円という数字が示されたわけでありましてけれども、4,200円を超えると、これは基準でございますので、とても払えないという実態がございます。

そうした点からすれば、現在の3,500円でも、夫婦にすれば最高額で言えば10万円を超えると、こういう保険料になってくるわけでございますので、やはりこうした介護保険の保険料の値上げを抑えるためには一般会計からの繰り入れもしていかなければならない、そういう時期に来ているのではなかろうかというふうに思うわけでありまして。そうした点で、高齢者の負担を抑える、そうした取り組みをしていただきたいと思っております。

次に、安全な給食の提供についてお聞きをいたします。

現在、福島原発事故の影響で、非常に放射能汚染、とりわけ食品汚染が拡大の方向でございまして。汚染牛肉が沖縄を除く46都道府県に流通をし、そしてそれが学校給食にも使われてきた。こうした問題で、国民の、とりわけ子どもたちを持つ若いお母さんたちは非常に不安を感じている。国が安全だと言ってきた、こうした食品が汚染をされてきたわけでありまして、消費者は何を信じていいのかわからない深刻な状況でございます。子どもたちが食べる食べ物ですから、本当に心配であります。

そうした中で、自治体として提供している学校給食や保育園給食を安全なものを提供していく、これが一番の使命ではなかろうかというふうに思います。

そこで、幸田町として安全な給食の提供、これについて今現在の取り組みはどうなっているのかという問題でございますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 先ほどの保険料の関係につきましては、先ほども申し上げましたように、いろんな考え方がございますけれども、なるべく利用者の方々の御負担をかけないように我々としては何とか努力をしていきたいというふうに考えておりますので、今後、その辺についても策定委員会等の御意見等も踏まえながら考えてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 教育部次長。

○教育部次長（春日井輝彦君） 安全な給食の提供に係る御質問でございますが、現在の状況でございます。

学校給食の場合につきましては、物資の選定、そして納品、こういったものにつきましては、国が示しておる食品衛生基準、これに基づいて実施しておるところでございますが、特に震災以後大変な状況だということも、議員がおっしゃられたとおりでございます。物資の選定におきましては、特に県内産、町内産、こういったものを優先して、現在は取り組んでおるところでございます。

先ほど牛肉のことも示されましたが、学校給食におきましては、国産牛肉については使用しておりません。外国産についてでございますが、これは継続しております。

また、農作物についての関係でございますが、特に国出荷制限、これが示されておりますので、市場に出回っておるものにつきましては、安全確認ということで、納入をいたしております。

また、牛乳につきましては、これは県内産でございますので、引き続き継続してまいっております。

また、米飯につきましては、県の学校給食会、これを通じまして、契約業者、これはすべて幸田町産を納入しておりますので、安全だということでございます。

また、保護者向けに対しましても、献立表等によります産地表示を行いまして保護者の理解も得ておるといような状況が現状でございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 保育園の給食の食材の関係につきましては、農産物等につきましては、国内産のものを利用しておるわけですが、毎日、各保育園、納入時に産地等を確認をし、特に議員言われる原子力災害対策特別措置法に基づきます食品に関する出荷制限・摂取制限等がされている食材に対します国等の情報に注意をしながらチェックをし、基本的には制限がかかれば流通はしないわけですが、あれば排除をし、食材に流用しない、そういったような対応をしております。

具体的には、現時点の放射能汚染に対します食材等の安全の確認につきましては、例えば米は町内、あるいは県内産、パンは主に愛知県児童福祉施設給食会からの納入、牛乳は東海地方及び北海道の牛乳を使用しており、肉につきましては三河産ということで、安全の確認をしております。

また、恒常的に購入をしております加工等の食品につきましては、事前に納入業者から一覧表で製造元・生産地を提出させております。

ただ、牛肉につきましては、まだ各県等におきます全頭検査等の状況がはっきりしない部分もございまして、保育園給食としての利用頻度も少なく、ほかの肉で代用も可能でありますので、当面、8月から給食利用を控えておりますので、こういったような状況でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 放射能の被害の影響は、外部被曝と内部被曝があるわけでありまして、特に内部被曝が今非常に大きく問題になってきているわけでありまして。

国は、飲料水や肉・野菜・卵などについては、放射性ヨウ素と放射性セシウム、それぞれ暫定規制値を定めているわけでありまして。

放射性ヨウ素は、半減期が8日間ということで短いわけでありまして、問題となりますのが放射性セシウムでありまして、このセシウム137の半減期は30年と言われております。長期にわたってこの問題になるのは、こうした低線量での内部被曝であります。低線量で内部被曝をするのは、晩発性障害と言うそうでありまして、10年後、20年後に健康障害があらわれるということで、あのチェルノブイリ以降、非常に大きく問題になっております。これが食物や呼吸、皮膚を通して被曝をするわけでありまして、チェルノブイリ原発事故では、子どもの小児甲状腺がんが非常にふえております。そうした中で、やはり今回の原発災害もレベル7という、チェルノブイリと同規模の事故であると言われる中で、とりわけ福島県だけではなく、これが全国各地に汚染が拡大をするという問題でございます。

私はこの質問をする前に、幸田町の土壌等も簡易測定器で調査をしてみました。それで、このガイガーカウンターで放射線を測定をいたしますと、ある畑では0.142という、基準値内ではございますけれども、しかし町内でも放射能汚染が広がってきているというのがやはり明らかではないかなというふうに思います。

そこで驚くのが、中央グラウンドの排水溝が0.197、こういう高い数値をあらわしました。樹木付近ですと0.142、また私どもの共産党が調査をした中で、ホットスポットと言われる流山市、ここで測定をした結果では、U字溝や公園の木製ベンチが放射能汚染が高いということが明らかになっておりますけれども、同じように中央小学校の遊具、これも木製ベンチでございますけれども、ここも0.153、みんなの森というところは0.09で、これは測定不可能という数値でございました。

こうした畑の体積したところ等では、高い数値があるということは、幾ら基準値内であっても、幸田町も放射能汚染の被害に遭っているのではなかろうかというような結論になるわけでございます。

ですから、少なからずの影響は受けている。こういう中で、新聞報道でもございましたが、JAが販売をしている腐葉土、これがすぐお隣の形原支店で売られていたと。そして、それが明らかになって、回収をされたと。こういうふうに、どんどんと広がってくるおそれがあるわけでありまして、これが後手後手に回ってきているという現状がございます。

幾ら国が「安全だ、安全だ」と言っても、実際はこのように放射能汚染が拡大をしているという中で言えば、やはり町としてきちっと対応していかなければならない、とり

わけ子どもたちの健康被害が大きくなるためにも取り組んでいく必要があるのではなかろうかというふうに思います。そうした点で、町としてどのような取り組みを進めていくか、お尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

教育部次長。

○教育部次長（春日井輝彦君） 町としての対応ということではございましたが、学校の給食の関係からの考え方で申させていただきますと、基本的には流通している食材につきましては、基準額を満たしており、安全という判断をいたしております。よって、給食に係る給食センターの対応としましては、独自の放射線量の検査ということは行う予定はございません。

なお、米食、先ほど県の学校給食会のことを申し上げましたが、2学期からは全県内の給食センターの米飯、主食を取り扱っているということでございますので、放射性物質の検査を行うというような情報を得ております。

以上です。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 保育園の給食に対します、議員言われる独自の調査ということは、なかなか難しいというふうに考えております。

今後、米につきましては、全国で検査が開始されておまして、国は、そのほか検査対象品目として放射性物質の検査を求めた東北、あるいは関東などの14都道府県の実施をしていない100市町村の抜き打ち検査も実施をするということも言っております。

いずれにしましても、今後も保育園の給食食材につきましては、国等の出荷制限等の情報に注意をしながら安全性を確認・確保して、保護者が過剰反応しないように、風評被害を助長しないように、情報提供をしながら保育園現場とも連携をして、町内産・県内産のものを給食利用していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町内産・県内産と言われますけれども、しかし実態はいろんなところから流通をしているわけでありまして、例えばこれから心配されるのは土壤汚染であります。

そうした中で、今回の新聞報道にありますように、放射能汚染された腐葉土が出回ったと。こうしたものを使用して農作物をつくっていく、あるいは牛肉汚染につながるように汚染をされたものを食べて牛肉が汚染をされてくると、こういうふうに食物連鎖につながってくるわけでありまして、やはり大事なものは、そうした食物の一つ一つをやっぱり点検をしていく、測定をしていくことが大事ではなかろうかということでもあります。

今現在は、福島市だけでございますけれども、学校給食の食品の放射能測定を福島市では始めたという記事も載っております。先ほど、愛知県もそのように取り組みを始めるということがございますけれども、やはり町として、そうした一つ一つをチェックするのは大変難しい。そうしたことであるならば、国や県にきちっと働きかけをしていって、そして安全なものを提供する、こういう姿勢に立つべきではなかろうかというふ

うに思うわけであります。

今回の質問をするに当たって、現在の松本市長であります菅谷昭さん、こういう方の本を読みました。「子どもたちを放射能から守るために」という本でございますけれども、この方は医師でありまして、5年半にわたってチェルノブイリに行っておられ、そして医師として働かれてきた方でありまして、その本を見ますと、風評被害はよくないけれども、しかし子どもたちには少しでも安全なものを食べさせるべきだと、こういう医師の立場から書かれている本であります。過剰反応はいけないけれども、しかしながらチェック体制を強化をし、そして子どもたちの口に入るものはより安全なものを取り入れるようにすべきだという立場から書かれた本でございます。

そういうこの本に書かれてある、一つだけではございますけれども、しかし子どもたちが小児甲状腺がんにかからないようにするために、これは5年後、10年後、どうなるかわからないわけでありまして、しかしより安全なものにしていくためにチェック体制を進め、そして町として子どもたちを守っていく、この立場に立つということが大事ではなかろうかというふうに思います。

そうした点で、町として食品まではなかなか厳しい実態があるわけでございますが、放射能測定器を購入をして町の実態を調査していく、こういう立場に立たれるおつもりがあるかどうか、お尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、松本の菅谷市長のお話がありましたけれども、何がどこからどの辺までというか、安全基準というのが、今までの地球上にある放射能の数値をもとに考えるのかどうかという問題もあろうかと思っておりますけれども、私どもの学校・保育園におきましても、その基準値を下回るものといえますか、そういうものがないものごとにかく子どもたちに食べてもらおうと。特に、地産地消の問題についても、保育園でかなりその辺、シビアにやっております、そういう遠隔地のところで放射能に遭わないようなといいますか、極力少ないものといえますか、影響がないものを食べていただくという形でありまして、先ほど丸山議員がおっしゃったように、放射能の検知器をどうかということでありますけれども、これは一月前以上に県の町村間を通じまして、簡易の放射検査をする機械を、県内17町村ですけれども、一括で購入を今頼んでおります。もうそろそろ入ってくるんだらうと思っておりますけれども、それで町内のそういうものを一度検査してみるということも必要だと思っておりますので、それに基づいて新たな取り組みもまた考えていかなくちゃいけないだろうというふうに思っております。

その検査器がどれだけの信ぴょう性のあると申しますか、簡易的なものでございますから、今、肉の検査なんかをやっている、ああいう大きなものではないわけでございますが、それを含めて検討をさせていただいて、より安全なものを食べていただくような形にしていきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 放射線の種類には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、X線、中性子線というのがあるわけでありまして、特に問題になるのがベータ線とガンマ線であります。これが低線量ではございますけれども、少しずつ体内に取り込まれると、それ

が24時間放出をし続け、そしてずっと回って30年は消えないという、こういう大変恐ろしいものでございます。

ですから、少しでもそうした汚染されたものを体内に取り込まない、こういうことが大事でありますので、子どもたちを放射能から守っていくためには、そうした取り組みをぜひしていただきたいというふうに思います。

また、国が決めた暫定値はあくまでも暫定値であって、専門家の立場から言えば、なるべくなら取り込まない、食べない、そうした取り組みが必要であるというようなことも書かれてございます。

不安をおおるわけではございませんけれども、しかしながら安全なものを子どもたちに提供する、こうした立場に立っていただきたいといます。

次に、町長にお尋ねいたします。

非核平和宣言と平和行政の推進についてでございます。

広島・長崎に原爆が投下されてから66年になりました。毎年行われる原水爆禁止世界大会は、連帯の輪を力に核兵器廃絶の世論と運動を大きく発展させることをことしも呼びかけました。

そういう中で、福島原発が起きてしまったわけですが、放射能汚染の恐ろしさというのを日本国民は二度、三度にわたって体験をしてきている中で、世界には核が2万発もあると言われております。

そういう中で、人類を滅ぼす核兵器、これはなくしていかなければならない、こういう取り組みをする。そのためにも、草の根からの運動がより大事であるわけでございます。ぜひとも、幸田町で非核平和宣言を行っていただきたい。とりわけ町長には、平和市長会議への加盟を呼びかけるものでありますが、それについてお尋ねしたいと思ます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 非核平和宣言、平和の推進をということで丸山議員からの御質問でございますけれども、過去に丸山議員におかれましても約7回ほど、この一般質問でもお話があったわけであります。

それで、今、一つ問題なのは、非核平和宣言というのと非核平和市長会議、それから広島・長崎の議定書の問題という、この三つが一組になっているかというふうに思っておりますけれども、県内の自治体におきましても、今現在にそういう非核自治体宣言といえますか、そういうものをしていないのが23市9町1村といえますか、大体6割強の自治体のほとんどが何らかの非核平和宣言とか、平和市町村の会議だとか、署名だとか、そういうものをなさっているところがあるわけであります。

特に、岡崎におきましては、一応、非核平和宣言とか平和会議、広島の議定書につきましてもすべて署名をなさっているというところがございます。近隣の西尾・蒲郡・安城というのがなかなか宣言をしていなくて、加盟もしていないところ、一部は署名していらっしゃるところもあるわけであります。

こういうような状況も踏まえまして、世界平和ということはまじめなことでございます。当然、これは全世界で平和行政をしていくということは、これは一番大事なこと

であります。

私ども幸田町が今までずっと長い間、まだ一つも加盟をしていないということがございますけれども、よくこの辺は、この非核平和宣言とか、それから平和市長会議等々につきましては、よく検討させていただいて、近いうちに判断をさせていただこうかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） なかなか宣言は難しい、こういうことであるならば、平和の思いはだれでも同じ、そういう立場に立つならば、岡崎市が平和市長会議に加盟をしているわけでありまして、そうした点から、幸田町もぜひとも同じ近隣ということでありまして、また岡崎額田郡という管内の中でも取り組みを進めるならば、市長会議への参加を呼びかけるものでありますけれども、よくよく検討で判断をしていくということでございますが、その点ではいかがでしょうか。

また、町内での原爆展の開催等や平和の取り組み等も取り組んでいくためにも、そうした心構えというものも大事ではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この三つのうちの市長会議だとか議定書の問題等々につきまして、これもよく検討しながらいきたいというふうに思っております。

とにかく、そういう今までも丸山議員からいろいろお話がありましたパネル展とかというのは、学校だとかいろんなところでやってほしいというような話でありましたけれども、町民会館で一時期、図書館だったと思いますけれども、やった記憶があるんですけども、そういう意味では、実態というものを知ってもらうということについても、これもよく関係部署と調整しながら考えさせていただこうと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の答弁は、前向きな答弁と受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 前向きという考え方でとらえていただいても結構でありますけれども、その前にハードルがございますので、それをもとにクリアした段階でお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、鈴木雅史君の質問を許します。

4番、鈴木雅史君。

○4番（鈴木雅史君） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります遊休農地及び耕作放棄地対策、侵入竹林対策の2点について質問してまいります。

幸田町は、地理的条件に恵まれ、名古屋にもJRで約1時間、車で23号線を使えば

約1時間、海にも10分間という恵まれた条件にあると思います。安城市等平野部の人からは、「山と緑があって住みよいところです」と言われます。また、奥三河の人からは、「幸田町は平野があっていいですね」と言われます。このような自然環境に恵まれた幸田も、農地が適切に管理され、里山も緑豊かになってこそ、その真価が発揮されるものと思います。

一方、農地を見れば、農業を取り巻く環境は厳しく、農業者の高齢化、後継者不足等の理由により、遊休農地及び耕作放棄地の拡大が懸念されています。畑を多く所有している農業者からは、畑の管理ができず困っている。だれか借りてくれる人はいないかとの相談も多く受けています。まず、これらの状況をどのように認識しているのか、答弁をお願いいたします。

まず、現状を認識するために、遊休農地と耕作放棄地の田畑別の面積がどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 遊休農地につきましては、農地法の定義に基づく農地であります。有効利用に向けての遊休農地に関する措置を講ずべき農地であります。耕作放棄地は、以前耕地であったもので、過去1年以上耕作せず、数年の間に耕作する考えのない土地と定義されている統計上の用語であります。一般的には、耕作放棄地の用語を用いることとしているために、耕作放棄地としての説明をさせていただきたいと思いません。

平成22年度農業委員会によります耕作放棄地の全体調査結果におきましては、田54筆、面積が3万1,362平方メートル、畑につきましては58筆、4万6,919平方メートル、締めて112筆の7万8,281平方メートルでありました。

毎年9月に農業委員会が農地のパトロールを行いまして、この巡回時に耕作放棄地の実態把握を行っており、その後、事務局で地主への耕作できない理由、農地公調査を行い、保全管理等をお願いしております。

耕作放棄地になる土地は、大型機械が使用できない狭小で条件の悪いところがほとんどであります。買い手が見つからないのが現状でございます。農業委員会にて農地の保全管理が適正に行えるよう、啓発等を行っていきたくと考えております。

また、農地の利用集積団滑化団体でありますJ Aあいち三河による今後の活動にも大いに期待したいというふうに思っておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 次に、水田につきましては、オペレーターにより農機具の大型化が進み、利用権の設定が進んでいると思われませんが、畑地についての利用権の設定状況、これは施設栽培、それから路地栽培別はどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 本年8月31日現在でございます。農地全体の利用権の設定率につきましては、32.2%であります。うち畑につきましては、194筆、21万8,874平方メートルであるということでございます。

なお、内訳でさらに申し上げますが、イチゴ・ナスを初めといたしました施設栽培の関係でございますけれども、130筆、面積は14万4,773平方メートル、率で66.1%、ナス・カキを初め露地栽培のほうでございますが、筆数は64筆、面積が7万4,101平方メートルで、率におきましては33.9%であります。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 畑地におきましては、遊休農地、これは農作物を栽培はされていない農地でございますが、草が生えたと作物も栽培せずにトラクター等で草を倒しておると、そういう農地が、一見は畑地に見えるんですけれども、実際には栽培されていない、そういうものも多数あると思います。これらの今後の対策はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 耕作までには至らないため、草刈りによる保全管理が主な対策となっています。

農地法の改正、これは平成21年12月15日の施行でございますが、農業委員会が耕作放棄地の指導から勧告ができるようになり、また一般法人が農業に参入しやすい仕組みとなりました。

今後は、農業委員会による指導・勧告の強化、農地利用集積円滑化団体であるJAあいち三河と連携をとり、解消に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、次に特定農地貸し付けに関する農地法の特例に関する法律というのがあると思います。これは、市町村、それからJAが行う特例であるとかと思います。幸田町における適用状況はどのようになっているか、お答え願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 特例法の適用状況でございますが、町及びJAあいち三河による開設がそれぞれ1件であります。

町におきましては、平成19年4月、大草地内で開設した幸田ふれあい農園であります。区画は68区画、面積は3,220平方メートルで、地目は田んぼ。なお、利用料につきましては、1区画年間5,000円であります。

JAにおきましては、平成21年8月、芦谷で開設しましたふれあい農園でございます。区画数は12、面積は1,041平方メートル、地目は畑。なお、使用料につきましては、1区画年間6,000円となっております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、消費者の中には、貸し農園の借り受けの希望者も多くあるかと思えます。また、少ないとは思われますが、農業者の中に定年を迎えて、定年を機に畑作物を栽培してみたいというお話も聞いたことがあります。農地を借りたい人、農地を貸したい人に対する情報提供はどのようになっているのか、御答弁をお願いしたい。

また、非農家の中にも、農業に意欲のある消費者に門戸を広げるような対応を考えて

いる市町村もあるやに報道されていることもあります。この場合には、一定の研修等の終了を条件としていると称していますが、そのような対応を考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

もう一つ、新しいことを始める場合には、いろいろ各種の問題点が起こるかと思いますが、前向きに、かつ弾力的な対応をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 農地の賃借に関する情報提供体制ということでございます。

平成21年12月15日に改正されました農業経営基盤強化促進法が施行され、農地利用集積円滑化事業が始まりました。この農地利用集積円滑化事業とは、農地の効率的な利用に向け、担い手に農地の集積を図るための事業となります。

平成22年7月12日の農業経営基盤強化促進法に基づく団体といたしまして、JAあいち三河を承認いたしております。

農地の賃借に関する情報提供につきましては、農地利用集積円滑化団体であるJAあいち三河で行っており、今後も問い合わせなどはJAあいち三河と連携をとり、農地の賃借に関する情報提供に努めていきたいというふうに思っております。

なお、研修等の部分と実習ということで御意見をいただきました。やはり、農業改良普及所を初め関係農業大学校等も連携をとる中で、こういう研修等を進め、大いにこの情報の提供に努め、参加をいただくように努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 次に、竹林対策の関係に入りたいと思います。

今、全国各地で竹林の拡大が大きな問題となっています。幸田町においても、里山を覆い尽くす勢いで拡大をし続ける竹林が多く見られます。

第5次幸田町総合計画、2006年から2015年でございますが、この中によれば、「森林の保全のため、竹による里山崩壊を防ぐため竹の有効利用とあわせて竹対策を施すことにより森林保全を図ります」との記載があります。このことから、どのように有効に対処できるかを考えるためには、竹の性質を考える必要があります。

竹は、地下茎が水平方向に毎年1から5メートル程度横へ広がり、タケノコは地表へ出て2から3カ月で高さ10から20メートルの竹となり、竹の生育範囲を拡大すると言われております。

竹林は、山のふもとから見える範囲よりも10から20メートルも横に広がり、3から5年もすると樹木を枯らし、姿をあらわします。

竹の大きな問題点は、タケノコが地表へ出て2から3カ月で高さ10から20メートルの竹になります。一方、樹木は大きくなるのに10年以上の歳月がかかります。一たん竹が樹木の中に侵入すれば、日光を遮り、やがて樹木は枯れてしまいます。その後の樹木の再生には長い時間がかかります。

そして、竹林の手入れが進まない大きな問題点は、竹を切り倒して竹林内に置いてもなかなか腐らず、作業を阻害する大きな要因となり、竹林から出しても場所をとり、置き場所にも困る現状があります。これらのことから、農家が竹林整備に力が入らない大

きな要因となっています。

これまでこの議会において何回も侵入竹林対策について一般質問がなされ、答弁もなされているかと思いますが、今まで行った検討状況、施策について、どのようなものがあるのか、答弁を求めます。

過去の答弁では、「県のあいち森と緑づくり事業交付金等の活用も検討していきたい」との答弁にとどまっています。これ以外の答弁をお願いいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今、議員おっしゃられましたように、今日、山林におきまして、山林も含めてでございますけれども、竹林の繁殖が非常に勢いを増しており、近隣等にも影響を与えていると。ただし、その対策におきましては、今、発言でもいただきましたように、これといった根退治するようないい方策もなかなか見つからないということでございます。

やはり、過去においては、この竹林・山林等を管理される方等も山へ入る要件も多かったわけでございますけれども、時代とともに山林への手入れ等に入る機会が失われつつ、また新たな世代等がさらにそういう分では疎になっているということが、これら竹林の増殖につながっているということでございます。

それで、この対策の関係でございますけれども、県のあいち森と緑づくり事業の1メニューである里山林健全化整備事業は、侵入竹の除去も含めまして、里山林の整備に対する交付金でございます。今ある制度の中では、最も直接的な竹対策になると思われませんが、これ以外の施策・検討といたしましては、NPO等の団体によります結成しての竹対策活動をお考えの方々に対しまして、あいちモリコロ基金による初期活動費用助成の紹介などをさせていただきまして、公的助成制度の動向、そして情報収集、町民の提供に努めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 今回答のあったNPOの関係なんですけれども、幸田町に実績はあるんですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 環境経済部長。まだ、そのような実績はございません。

ただし、やはりいろいろ機関紙等を見てまいりますと、若干でございますが、この地理的なもの等もあるかもしれませんが、ボランティアの紹介等をされていることもございます。やはり、そういう部分では、町のほうといたしましても、機会があればそのような活動状況等も情報としても出していけたらというふうに思っておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 次に、農用地については、田畑等耕作されている農地は農地法の適用、山林は森林法の適用を受けると思いますが、農地法第2条の2において、農地について、所有者等は当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないとされていますが、森林法においては所有者に対する管理に対する規定は私が探した限りでは見当たらないわけですが、これはどうなっているのか、答弁をお願い

いたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 農地法につきましては、今議員がおっしゃられましたように、規定等がされておるわけでございますけれども、この森林所有者に対する森林の管理を促す趣旨の規定につきましては、森林法には残念ながら見受けられません。

ただし、森林・林業基本法の第9条に、森林所有者等は基本理念、これは森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって適正な整備及び保全が図られるべきであるとした旨が書かれております。その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならないということの努力義務があるということをお願いいたします。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 現在、幸田町における山林の面積、竹林の面積はどのぐらいあるのかを答弁をお願いいたします。

過去には、20年の答弁の中で、竹林については91ヘクタール、山林の3.7%となっておりますけれども、私が見る限りでは、実際の面積はそればかりではないと思っておりますので、そこら辺はどうかと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 私どものほうの承知しております県の統計によりますと、森林面積2,427.66ヘクタール、竹林の面積につきましては89.15ヘクタールということが県の統計のほうからされておるということで承知しております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 今現実、私どもが見ますと、89ですから、3.5%ぐらいですね、森林面積の。実際にはそれじゃなくて、下手をすると10%ぐらいいくんじゃないかなというような感じも持っておりますけれども、そこら辺あたりはどうなんでしょうかね。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） これは感覚のこともございまして、地域によっては特に竹林が集中している大面積と映るところもあれば、ややもすると分散していると。町内の部分でございますので、確かに今の県の統計によりますと3.7%ぐらいという比率でございましてけれども、これが多いか少ないかと言うよりも、逆に言えばその統計以降も、先ほど冒頭、私もこの竹林の部分では申し上げましたが、減るよりもふえているんじゃないかなということも思う次第でございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 今現在、幸田町における山林の所有者の数はどのぐらいあるのですか、またその山林所有者に対し適切な管理を行うような働きは行っているのですか、そこら辺を教えていただきたいと思っております。

実際に山林を持っていても、場所も知らず放置している山林所有者が多いと思われることから、お尋ねしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 山林の所有者につきましては、約3,600名ほどとなるというふうに思っております。

なお、この管理等の部分でございますけれども、所有者に適切な管理をしていただけるよう、現在、ホームページの掲載等を企画して進めてございます。

実際問題、先ほど議員がおっしゃられました自分の所有山林等もややもすると知られない方等も大勢あるわけでございますけれども、やはり山林、そして所有者であるということの自覚、そして付近への迷惑等をかけないように意識を持っていただく等、なるべく働きかけを有効に行いたいということもあわせて進めていきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 次に、過去に竹の駆除対策として竹の節目に除草剤を注入して竹を枯らす方法の講習会を平成20年に行われたと聞いておりますが、その実施方法、実施経過等はどのようなものですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 竹の駆除方式につきましては、県の機関等による研究段階にあります。成果紹介の場といたしまして、平成19年度、本町において講座が持たれました。侵入竹林の駆除と竹林の拡大防止方法が開催されました。

実施の月日につきましては、平成20年3月17日、場所におきましては、講義を大草老人憩いの家、実習で現地の竹林等に入っております。指導におきましては、県の西三河農林水産事務所の林務課の職員が務めていただきまして、駆除の方法は、直接薬剤を竹に注入するというところでございます。

なお、参加者につきましては、広報で募集をかけさせていただきまして、町内から59名の方々に参加いただきました。

なお、この参加者の後にいただいた評価でございますけれども、後ほど受講者が自身の竹林でこの講習で受けたことを実際にやられまして、駆除できたという意見もいただきました。しかし、駆除した竹の活用、残った竹でございますけれども、処分方法に当てがないうちは、さらなる実施にはちゅうちょするというような御意見もいただいた次第でございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 今回答のあったとおり、竹につきましては、実際に除草剤を入れて駆除しても、結局、竹が立ったままになると、その竹の処理ができないと、次も入れないと、そうすると次につながるような回転ができないと、こういうのが実態かと思いません。

それで、私もいろいろどうやったら侵入竹林対策にどのような方法があるのか、なかなかいい方法がないのでありますけれども、その方法もいろいろ考えてみました。

1番として、竹の節目に除草剤を注入し、竹を枯らす方法、これは先ほど述べられた方法です。

それから2番目として、竹林の竹をすべて切り倒し、樹木を植林する方法、これは私が調べましたら、静岡県藤枝市が補助金を出して実施しています。

3番目は、竹を竹炭に加工し、竹を減らす方法、これはわずかな量でございますけれども、少しでも減らすということの一端かと思えます。

それから四つ目として、竹をチップ化し、公園等の草抑えに利用する方法。

それから5番目として、竹を粉碎機にかけ肥料化を直接行うという方法、これは新しい方法でございますけれども、実際には製造メーカー等もでございます。

それから、六つ目として、竹のいろいろな用途の拡大を図る方法、これはなかなか現状では、いろいろな需要の拡大というのが難しいんですけれども、そういう方向もわずかであってもやっていく必要があるのかなと思っております。

それから、七つ目として、今一番問題になっておるのは、竹林自体の根絶というのも難しいと思っておりますけれども、実際に竹林との境目のところの竹を伐採しまして、その栽培跡に薬剤処理等を行い、今後の拡大を防ぐ方法、ここら辺が今実際には一番拡大対策にはいいかと思っております。

いずれの方法も決め手となる方法とも思われませんが、何らかの方法も考えていかなければならないのかなと思っております。

それから、最近、四国のほうの業者が竹の繊維を取り出し、プラスチックにまぜ、使用する方法を開発したとのテレビの放送がありましたが、竹の有効活用は本当に難しい問題にあります。

そこで、幸田町の43%を占める山林を本来の緑豊かな里山に少しでも戻すことに対しどのように考えるか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 森林・里山の適切な整備により健全に機能発揮されることは望ましいあり方であります。中でも、竹林対策は喫緊の課題ととらまえております。

御指摘のように、竹の駆除、いろいろ現在ある方法、あるいは今後の展開も期待されるようなことを議員のほうからも御意見いただきました。

枯らす方法から、樹木を植えて、さらに防ぐ、あるいは炭にしてチップ化すると、そして草抑えするということ等を含めまして、御意見をいただきました。

御指摘のように竹の駆除、その後の活用方法につきましては、さまざまなアイデアが提唱され、試行されていますが、残念なことにまだいまだいずれも問題の決め手になるほどの確立はされていません。

竹林所有者による整備の意欲、動機づけの喚起を図ることが必要と考えており、町といたしましては、これからも啓発を続ける一方、民間の部分での例えば活動も含めまして、魅力的な竹の活用方法がないか、県の関係機関、民間等を合わせまして、幅広く情報を収集、意見交換しながら探ってまいりたいと、そして少しでもこの覆われる竹の対策等を進めることになればということをおっしゃるので、よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） このたび、私、平成22年度決算書の中の林業費の歳出金額がどのようになっているかと調べてみました。これは質問ではございませんけれども、一般会計歳出合計額124億9,979万円に対しまして林業費は1,080万円で、率は0.09%でございます、林業費のほうは。この中には、給与等の金額が約560万円ほど含まれています。そうすると、実際に事業に使われるお金は500万円しかないこととなります。

幸田町の森林面積2,439ヘクタールに対し500万円、1ヘクタール当たり2,000円となり、森林保全事業に至っては14万8,000円だと思いましたが、それだけの金額になっております。この金額では、森林保全事業、侵入竹林対策に対する金でございませけれども、これ、やれと言うほうが無理かと思っております。幸田町の森林を木・緑豊かな里山にしないために抜本的な対策をお願いいたします。

それから、9月分の「広報こうた」に、山をお持ちの皆さんへの登載があり、事業名として「里山林健全化整備事業」であるとされていますが、これはどのような実施内容なのかちょっと調べてみますと、事業名が「里山健全化整備事業」と、実施事業者は幸田町、県の交付金を受けて実施と、事業計画期間が今後8年間、それから年間の事業量が1ヘクタール程度と、個人の負担はなしと、こんなふうになっておりますけれども、何分、県による交付金事業もありがたいんですが、幸田町独自の事業を行うような、そういう考え方があるのか、ちょっとここでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 今、議員おっしゃられました「里山林健全化整備事業」、これにつきましては、実は継続した町としての動きでやっておるわけでございます。

なお、この事業費等の林業費、いわゆる今話題となりました竹林対策も含めた森林の整備というようなことで、費用が予算上も少ないということでございますが、実は今申し上げました、この里山林健全化整備事業、昨年度、やはり皆さんに要望・ニーズはないかということ等、投げかけもしてございます。しかし、昨年度は、残念かな、手が挙げられなかったということ、そのような状況下で予算も動きましたので、この実施等につきましてはパーセントも少なかったということでございます。

ただ、私どもはこの広報の中にもうたわせていただいておりますように、例えば今回御質問いただいております竹やツル等の伐採的なものを対応もできますということで、このチラシといいますか、広報を出させていただいております。

やはり、こういう部分で、なるべく多くの方に目に入れるとともに、できましたら手を挙げていただく中で町としても前向きに予算も今後取りつつ対応もしていきたい、これも一つの方策だと、対策だということだと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 何分、一般の人は広報等の関係に掲載されても、日ごろPR、ここら辺をやらないと、なかなか周知徹底はできないと、そういう部分がございますので、そこら辺の周知徹底、それから一番私を感じるの、山林の所有者の義務と言ったら何ですけれども、そういう部分の中の自分の所有の山林の状況、ここら辺を常に把握できるようなことをPRしながら指導していく必要があるかと思っております。これはなるべく多くの機会をつかまえて、そういうPRをしてほしいと思います。

ちょっと時間は早いんですけれども、これをもって私の質問を終わります。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） やはり、今議員からも御指摘いただきましたように、まだPR不足かなということがございます。やはり、この期間はもちろんのことでございます。

すが、なるべく多くの機会の中、そしてその中には、やはり所有者、個人の責任でもあるということ等もしっかりうたう中で協力を求めていきたいというふうに思っております。

なかなかこの解決には、まだ方策もしっかりうまく出ていない中、時間も要すと思いますが、粘り強くやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木雅史君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、中根久治君の質問を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

初めは、街路灯の「むだとむら」、そして三ヶ根駅前の防犯対策について質問をします。

幸田町は、5月16日からクールビズ、節電に入りました。きょうで114日目、町民はこの暑い夏によく理解し、協力されたと思います。

さて、7月30日に夕方に突然役場庁舎の周りに工事用の足場が組まれました。私は彦左まつりの準備かと思っていたら、それがあつという間に庁舎を取り囲んでしまいました。役場は、節電ということで、庁舎内の照明も減らし、努力をしていたのに、突然真っ暗になって、昼間でも暑いし、風は入らず、町民に節電を呼びかけた、この時期に、一番の猛暑のこの時期に、何を始めたかと思いました。

町の節電への取り組みは本気なのか、なぜこの時期に防水工事なのか、工事時期の変更は考えられなかったのかという疑問が残りました。

このクールビズキャンペーンでの当初の目標と現在までの目標達成率、そして自己評価についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） クールビズの評価につきましては、後ほどまた環境経済部長のほうからまとめて報告をいたしますが、まず庁舎の工事について触れられました。この件につきまして、事前に御説明を行わなかったという点を、まずおわびを申し上げなければならないかと思っております。

実は、庁舎におきましては、一昨年に雨漏りが発生をいたしました。これがだんだん進行してまいりまして、本年7月20日から庁舎の外壁の防水工事ということで取り組んで行っております。

この時期等についてでございますが、まずこの工事の内容が外壁のタイルの剥離、そ

の関係で、音と、それから粉じん、それが発生をいたします。それを事務に支障のないようにするという観点からいきますと、窓を閉め切っておる、そういう時期でないといけないということで、まず冬か夏場、このどちらかに限られます。それと、台風等の影響もない時期で行わなければならないということもあるわけですが、やはり早いことということで、夏場の施工を予定をさせていただきました。

この件に関しましては、実はおっしゃられるように、シートを張っていなければ南側は日中電気なしで事務がとれるところでございますけれども、ずっと照明がなくてはいけない、そういう状態であったわけでございますけれども、防音シートを設けました関係で、その分、冷房の効率は上がるということで、私どもはこういう時期に工事を行わせていただいたということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 東日本大震災によります夏場の節電ということで、議員もおっしゃられましたように、例年より半月早く前倒しをいたしまして、クールビズに取り組みました。

また、庁舎を初め町の関係施設におきましては、例えばエレベーターの複数運転を取りやめる、あるいは空調の温度設定等を下げる、あるいは運転開始時間を制限するという事等に努めて、現在、9月末までの予定で進めてございます。

そんな中で、電気の使用量につきましては、4月から7月までの結果でございますけれども、電力量が74万2,320キロワットアワー、率で2.9%の減量になってございます。

なお、本庁舎におきましては、7月期の前年度との比較でございますけれども、11.4%の減量に及んでございます。

以上の結果につきましては、職員はもちろんのこと、多くの利用される方々の東日本大震災を受けた節電意識、協力のたまものというふうに認識をしております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 数値的には成果を上げられているなと思いますので、安心をしました。町長の見える行政なら、やはり本気で節電をしておるぞということがはっきり見えるといいかなというふうな意味で、質問をさせていただきました。

きょうはなぜか幕も白い幕になって、静かになってしまって、これもまたびっくりをしております。

さて、この夏に私は4回、夜中から朝まで町内の街路灯を見て回りました。雨降りの日もありました。そこでいろんな疑問が出ましたので、ちょっと言いますが、1番として、公園によっては、一晩じゅう公園灯がつけてあるところがある。深溝運動場がそうですかね。すべて消灯しているところもあります。公園によっては、途中まで真っ暗で、上のほうに赤々と点灯し、トイレは真っ暗という公園があります。水道山公園です。雨の日の運動場でもライトがこうこうと、トイレは赤々としている公園があります。公園は避難所だから朝まで点灯しているのかなと思ったら、真っ暗な公園もあると。まさに、節電と言われる中で、無駄とむらばかりで、私にはなぜかという部分の説明がつかせん。雨の日に朝まで点灯している公園の明かりを無駄と思わないのかなということがと

ても気になりました。今後の取り組みについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 建設部のほうから、都市計画課で管理をしています公園について、状況の説明をさせていただきます。

今、都市計画課では32カ所の町内で管理をしてございます。大きさとしましては、0.1ヘクタールから、中央公園のように7.46ヘクタールという大小さまざまな公園があるわけですが、特に幸田中央公園が一番大きく、幸田公園、それから区画整理事業区域内に街区公園というか、身近な公園が整理をされています。

照明灯の点灯ですが、これについては都市計画が管理しておる公園については、照度センサーというのか、夜の明かりによって夕方から基本的には夜明けまで点灯をさせています。だから、夜中じゅう電気をつけるというのが公園のほうの状況でございます。

現在、町内の照明灯の設置箇所ですが、32個のうち20カ所、公園の中に設置をしてあり、現在の電気が82灯ございます。

議員が調査されて、こういう質問をされるということで、対応が都市計画としてどうしようかということで、公園の中の電球が消えておるということであれば、当然故障という判断をせざるを得ないということで、実は8月24日に都市計画課職員で、夜、管理している公園をすべて照明灯とトイレの電気を調査しました。

結果は、照明灯は2公園で消えていたということで、たまたま都市計画管理ですので、三ヶ根南公園と不動ヶ池公園でございましたが、その中でも6灯が消えていたということでございます。

それから、トイレの電気でございますが、これについてもやはり5公園の電気が消えています。中には、いたずら等でつけないというところもございますが、特に里前とか三ヶ根南、中田、沢田公園という区画整理の市街地の中の公園のトイレが消えていたというような状況でございます。

そういうわけですが、当然、状況も都市計画課としては今後調査をして、こういう機会ですので、直ちに修繕をしていきたいというふうに思っています。

なお、公園の照明灯の設置基準ですが、当然、こういう公共施設をつくる中では、それぞれ各施設に技術基準というのがございます。それで、都市公園技術標準解説書という、愛知県のほうで引用してみえるんですけども、そういうものに基づきまして、明るさ、それから設置場所等、特に公園の種類とか性格、利用形態によって判断をしている状況でございます。

なお、避難所等の防災面、それらを含めて、今後、利用においては、都市公園でございますので、特に市街地の中ということで、安全を図るために照明をもって対応しているというような状況でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

避難場所ということでございますので、例えば気づいたところと言いますと、大日蔭グラウンドですか、夜間進入禁止というような立て札も立っておったし、入り口が入れないような状態になっておりましたので、こういう真っ暗なところでこういう状態で、

これが避難場所なのかなということだと思います。

8月24日に巡回していただいたようですので、回って見られると随分いろんな発見をするかと思しますので、よろしくお願いをします。

続いて、防犯灯についてお聞きをします。

これも、まちの中を走ってみますと、1本の電柱に2灯ついている防犯灯とか、防犯灯と、いわゆる街路灯が近過ぎて、防犯灯の役目を果たしていないと、防犯灯はとても暗いものですから、どこについておるかなというような形であります。もう一個、学校の敷地内の防犯灯が随分明るいものですから、そのいわゆる町のほうの防犯灯が暗過ぎるというのもあります。

そんなような場所など、防犯灯と街路灯がたくさんあると、こんなにたくさんつけんでもいいじゃないかというぐらいたくさんあるところと真っ暗な道があります。防犯灯と街路灯、そして公園灯が効率よく配置されていないなというふうに私は思いましたので、現地調査をして、現状を把握してから設置しているのか、防犯灯を設置するのに基準はあるのか、現状認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、防犯灯の設置基準でございます。

基本的には、公衆用道路で、原則40メートル間隔、40メートル以上離れておるところには設置をしていくということで、要綱ではなっております。

また、この設置につきましても、各区長さんからの要望等をお聞きをいたしまして、必要なところに設置をしておるのが現状でございます。

ただいま御指摘をいただきましたように、確かに1本の電柱に二つついておるというものもございます。どういう理由でつけたか、それぞれはつきりはわからないものもあるわけでございますけれども、T字路で2方向を照らす必要があるものについては、90度ひねってついております。

それから、町内に四、五カ所あるかなと思うんですけれども、そんなようなことで、先ほど電柱へ共架をしましてまいりますので、電柱があるから両側を照らしておるというところがあるかと思えます。

また、街路灯、それから学校等の照明との関係であります。こちらにつきましては、基本的には明るいところには私どもはつけない、要望が出てきても、必要がないという判断をすると思うんですが、おっしゃられるように、本当にダブっておるところがあります。街路灯が後からできたのかどうか、いずれにしても防犯灯の役割は安全確保でございますので、明るさが何らかの形で担保されておれば、そういうところは必要がないということで、今あるところについては、適用するのか、それから今後については、もうそういうところには十分検討してつけないようにしていきますので、今あるものについては考えていかなければならないと思います。

また、たくさんあるところと全くなくて暗いところがあると、こういう御指摘でもございます。私ども暗いところにつきましても、基本的には区長さんのほうからの要望等でやってきておるものですから、そういう目線で見ますと、やはり暗くて自分でも自転車等で夜走ってみると、怖いようなところもあります。電柱があるところにつきまして

は、私どもも今回、JAさんからたくさんのLED灯をいただきましたので、そういうところについては、進んでつけていく方向でも検討してまいりたいと思いますし、また電柱がないところについては非常にちょっとコストがかかるわけではありますけれども、本当に必要なところであるならば、これは立てていく方向で検討していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

次に、暗い、きつい、危険な3Kの三ヶ根駅前の防犯灯について質問をします。

駅前ですから、駅から自宅付近や駐車場までは安心して歩けるというのが本当だと思うんです。でも、現状の三ヶ根駅前は、一步踏み出せばやみの中です。

先日も、母親に用事ができて迎えに行けなくなったので、父親が娘さんのお迎えに駅に行ったら、娘さんが逃げ出したと、そんな話を近所の方から聞きました。これでは、JRの利用者をふやすことができません。

防犯灯を地区の要望を聞いて設置していくことには反対をしておるわけじゃございませんが、町として計画的に集中的に設置することも必要だろうと思うんです。ばらまきの形で防犯灯を設置するような施策ではなくて、安心・安全な駅前通りを実現するために、ぜひ防犯灯・街路灯の集中設置を提案したいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 駅周辺、特に三ヶ根駅周辺ということで、具体的におっしゃっていただきました。私どもも、すぐに区長さんにも御意見を伺っております。

また、駅ですとか通学路、住宅街など、多くの町民の方が利用される道路につきましては、それで必要と思われる箇所については、町からも積極的に優先順位を高め、防犯灯の設置を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 建設部のほうからは街路灯ということで、道路照明灯について御回答したいというふうに思います。

照明灯につきましては、信号機の設置してある交差点、それから大規模な高架橋のところ、それから横断歩道とか歩道橋があるところということで、これも道路照明施設を設置する基準で設置しています。

それで、三ヶ根駅周辺でございますが、東西国道248号、それから県道安城蒲郡線ということで、それぞれの路線が愛知県管理の道路になっていまして、整備済み路線ということで、現在、国道248号のほうには5カ所、蒲郡碧南のほうには3カ所という道路照明灯がついてございます。愛知県等にお聞きすると、整備済みということで、道路照明灯の追加については、現在で御理解願いたいという回答でございます。

ただ、今後、先ほどの防犯灯との調整の中で、県道とか国道とかが町道と交差する点については、町道の管理者、幸田町が実施すべきですので、そういう点、現場を調べまして、調整しながら対応していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

夜道も安全な三ヶ根駅前通りとすることが三ヶ根駅利用の初めの一步になるかと思えますので、ぜひ明るくしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

次は、事業仕分けについて質問をします。

7月23、24日の幸田町版事業仕分けでございますが、私も2日間、すべての事業仕分けを見学しました。仕分け人、判定人、そして町の担当者が真剣に、真摯に取り組まれたことにとっても感動と感銘を受けました。これからの町政に間違いなくよい影響を与えるものと確信をしております。ただ、何事にも光る部分と陰の部分がございますので、きょうは陰の部分をお聞きして、確かな事業仕分けになるように、あえて質問をさせていただきます。

まずは、この事業仕分けについての自己評価と今後の予定についてお聞きします。お願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この事業評価の自己評価ということでございます。

評価につきましては、携わっていただいた方々にも、それぞれアンケート等で伺っております。「実施してよかった」、それが78%、「見える化ができてよかった」が71%、また今後のことということでも伺いをしております。71%の方が「来年度も実施したほうがよい」というふうに、携わった方々は言われております。

町といたしましても、来年度以降もまた続けていく、そのような考え方でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 70数%という、とても高い評価を町民からいただいているというのはとてもいいことかと思えますので、今後もぜひ続けてほしいと思います。

さて、事業仕分けの当日、「仕分け人から事前にいただいた資料」とか、「皆様のお手元にはない資料」などの言葉がありました。仕分け人は、事前にかなり詳しい資料が提供されているのかな、これらは町民に公開されたものよりもさらに詳しいのか、私は資料公開は慎重にすべきことだというふうに思っております。ホームページで公開している以上の資料は、慎重に扱ってほしいなと思っております。見える化と見せる化の違いを町としてはっきりすべきだと思いますので、お考えをお聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 御質問のように、事前に仕分け人さんの方には、事業をより正しく理解していただく、そういうために、広報、あるいはホームページ等で紹介している以上の資料を御提供しております。

この点につきましては、先ほども申し上げましたけれども、内容がわからない、そういう状態で仕分けしていただくというのも、これも非常に乱暴なわけございまして、私どもから進んで提供させていただいた資料、それから仕分け人さんから要求のあった資料、この両方を出させていただいております。

この見える化・見せる化という形でございますけれども、情報の管理そのものについては、私どもは基本的にはどんどん公にしていくというのが、これは情報公開のスタンスであるわけでありまして、どうしても一般の方にはお知らせできる情報量というのは、広報、何にしても限りがございます。そこら辺は、よくよく慎重に扱っていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ガラス張りで見える化を目指すというのはとてもいいことかなと思うんですが、でも机の引き出しまであけて見せる必要はないんだろうなというふうに私は思っておりますので、どこまでが見せる化なのかという、このけじめをきちっとつけていただきたいというふうに思っております。

次に、仕分けの対象事業が現場の視察や体験もなしで、町から提供された資料だけで討議や判定がされたということは、住民目線というよりも、費用対効果とかそもそも論という判定基準が優先されたのではないかなというふうに思います。

交通指導員や防犯パトロールなどの現場で頑張っている方や、汗を流して築いてきた人の努力に配慮をしない仕分け人の討議は、行政への不信感につながり、大切なきずなや文化を破壊する心配がございます。何でもスクラップ・アンド・ビルドではいけないというふうに思っておりますので、その点の配慮があったかなということを心配をしております。

国の事業仕分けは、中国の文化大革命に理解を示していると言われております前の仙石行革大臣が「事業仕分けは政治の文化大革命だ」と言っております。幸田町も、文化大革命にならないように考えていただきたいというふうに思います。

住民目線と費用対効果や、そもそも論の関連についてお聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） おっしゃられますように、当日、事業仕分けでは、個別のほとんどボランティア的な形で協力をしていただいております、そういう事業についても、厳しい御意見・御指摘があったのは事実でございます。

そういう点につきましては、しかし事業の本来あるべき姿を事業仕分けでお願いをしていくわけですので、中にはそういうものがあってもやむを得ない部分もあろうかと思っております。

ただ、私たちは、おっしゃられるように、文化大革命のように古いから何でも壊してしまえ、地域が営々と築いてきた、そういうつながりですとか、互助・協働の、そういうものについて無駄があるからということで切ってしまう、そういう乱暴なのではなくて、やはりこの事業仕分けを今度は私どもがいかに関後に生かしていくかという形にもなるかと思うんですけれども、仕分けにおける極端な議論があったものについては、例えば木を見て森を見ないような議論で、それで木を切ったら森が枯れちゃうというようなものについては、やっぱり私どももしっかり検証していかないかなというふうにも思っております。

また、改めていくにしても、場合によっては、ソフトにどのような着地の仕方をしていくか、そこらを見通した上で取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 町を動かしているのは町民でありますので、役場ではございません。住民目線というのは大切です。その要素は、住民目線の要素は、人情ときずなです。この人情ときずなを忘れてしまって数字で割り切ることには、慎重になってほしいというふうに思っておりますので、今の質問をしました。

次に、町の事業は、何よりもまず役場の各部署で、プラン・ドゥ・チェック・アクションが徹底されるべきであると思います。加えて、第三者の目として、幸田町にはたくさんあります区長会とか、町政モニターとか、幸田町行政財政改善調査会などの多種多様な町民の組織をモニターとして活用し、意見を求めるべきだろうというふうに思います。それらを軽視したり省いたりして、いきなり公開の場で第三者に意見を聞くことが、この道筋が正しいのかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） P D C A、この考え方につきましては、予算編成、あるいは事業の見直し等には、私どもはこの手順を常に意識はするようにしております。

この仕分けをいきなり公の場所という御指摘でございますけれども、確かにいろいろな委員会、あるいはモニター制度等がございます。その中で意見を常に伺ってきたりはしておるわけでございますが、ややもするとこれが慢性化、あるいはなれ合い的になってきておる、そういう懸念もあるかと思っております。

この事業仕分けの難点ですか、そもそも論はいろいろあるわけでございますけれども、この仕分けをやっていくという、このことが今までにない一つの刺激でもございまして、このすべてをこのような手法で行っていくというものではなくて、住民目線のあり方、そういうものがどこら辺にあるかというのは、一つの常に持つておらなければならないものだと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

住民の声というのは、地域の寄り合いから聞こえてくるものだと思います。それが住民目線の基本かなと思っております。コンパクトな幸田町でございますので、人情ときずなを大切にしたいというふうに残っておりますので、それを大切に活用していただきたいというふうに思います。

次に、今回の事業仕分けが単なる物珍しさだけに終わらなかったのは、担当課長さんの説明・応答がとてもまじめで、真摯な態度で、町民に理解され、大いに評価されたものだというふうに思っております。

その仕事というのは、その内幕を見せるのではなく、仕事の過程を見せ、結果で評価されるべきだと思います。仕分けのまないたに乗ったことが、その事業の価値観を下げ、その担当者のやる気をなくし、町政への不信感につながるということを心配をしております。事前に担当者によく話し合うべきだと思いますが、その考えについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この仕分けの目的の中で、前例踏襲型の事業執行からの脱却という意識改革面も大きな目的の中になっております。

その中で、議員御指摘の仕分け対象となった事業につきましても、おっしゃられるように、担当者は一生懸命やっておるわけでありまして、そのモチベーションが下がらないような、そういう工夫は必要かとは思いますが、ただこれは私どもは住民の皆様にかわって行政を進めておるわけでございますので、そのサービスを受けられる住民の方の評価はこうだというのは、これは真摯に受けとめていく、そういうスタンスも必要かと思えます。

いずれにしましても、町民の方と協働で行政を進めていかなければなりませんので、また引き続きこの事業仕分けは来年以降も続けていく、そういう考え方でおります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 町職員の意識改革というのは、町の職員の自覚と自発的な研修が大事かなと思います。事業仕分けのような外部評価に右往左往することのないように、しっかりした研修の機会をつくっていただきたいというふうに思いますので、お願いをします。

次の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、幸田町子どもの権利に関する条例についてであります。

昨年の12月22日に制定されました「子どもの権利条例」は、4月1日から施行され、多くの町民は町は何をしてくれるのかという期待をしていました。それから5カ月間、子どもの権利条例に関する情報がありません。そして、やっと8月に入って動き出したかなと思われまます。

町民は、期待していたのに何も始まらなかったことが、何の具体的な計画もないままに条例だけを先走って決めたのかというふうに思ったはずで。子どもの権利擁護委員会とか子ども施策推進委員会とか子ども会議等への取り組みは進行したでしょうか。この5カ月間のことについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、事業仕分けの件で、最後のお話を私のほうでさせていただこうと思います。

事業仕分けにつきましては、私の公約ということで始めさせていただきました。今回におきましては、仕分け人、それから判定人につきましても、仕分け人も町外の方がいらっしゃるけれども、幸田町の内情をよく知っていらっしゃる方が当たっていただきました。それから、町内の方がほとんどでございます。

それなりにいろんな面でのオーソリティーを入れていただきまして、弁護士さん、会計士さんとか、防災局長であったりとか、それから大学の先生だとか、いろんな方をお招きして、幸田町に関連のある方に来ていただきまして、お話をさせていただいたわけでありまして。それから、判定人につきましても、町内の方から手を挙げていただいた方において、今回判定をしたわけでございます。

いろいろ中根議員がおっしゃるような、いろんな心配事もたくさんございました。しかしながら、皆さんは幸田町の将来を見込んで大いに検討していただきまして、いろん

な資料も私も出しました。中で3回も4回も、何回でも検討していただいた結果でお話をさせていただいておりますので、私は誇りを持っております。今回の皆さんの対応していただいたことについては、誇りを持っております。

職員につきましても、非常に勉強してくれました。職員はそれなりに本当に自分が被告人席に上がるような気持ちという気持ち、私も十分わかります。しかしながら、今までの事業をいかにして見直していくかについては、それはかなりいろんな紆余曲折がございます。

それで、今先ほど中根議員がおっしゃったように、区長会だとか他の委員会だとか、そういうところを軽視しているんじゃないかというお話がございました。それは、私は決してその方たちのお話を軽視しているわけじゃなくて、その方はその方で通常に御意見をいただいておりますので、広報等でも、町政モニターの会議、それには町政モニターでどういうお話があったかというのをお伝えしているわけでありまして。

そういうことで、幸田町を少しでも従来の形から一歩先出た改革をして、この幸田町が存続するように頑張っていきたいという気持ちでやっております。

それから、先ほど住民の声は地域の声、寄り合いの風土というものを大切にしろというお話がございました。

確かに、それは地域の寄り合いによってお話が出てくる問題は、ある年齢層に限られてしまいます。今回のように、年齢的に若い方からある程度の方まで、いろんな年齢的なもの、それから女性にも多く参加いただくということでのメリットは大いにあったかというふうに思っております。

今後におきましても、最終的に9月中旬ぐらいに、その仕分け、この委員会から私に対しての提言書が出されます。それにつきましては、後ほど議員の皆様方にもまた出させていただきまして、皆さんからも御意見をいただきたいというふうに思っておりますけれども、皆さんからの民意の声は十分に今後も行政に反映をしてみたいというふうに思っております。

来年度におきましても、仕分け事業を、今度は、今まで仕分け人さんとか判定人の方に選んでいただいたんですけども、じゃあ違うところからまた選んでいただいて、違う目線で見るとということも必要かと思っております。

そういうことで、来年度につきましてもまた同じように進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 議員御指摘の条例の実効化への取り組みにつきましては、本年度は主に5点を中心に進めております。

まず第1点目でございますが、本年度は制定初年度でございます。町民の皆さんにこの条例を知っていただく、こういったことが大切であり、4月、広報紙やホームページ等、掲載・PRをさせていただいております。

また、子ども・大人版に分けましたパンフレット等も作成できましたので、児童・生徒を初めいろいろな行事、催しを通じまして、地域関係団体等へ配布をし、広く周知をしていきたいというふうに考えております。

なお、特に本年度は、幸田町文化講演会、条例制定記念の特別講演を10月8日に町民会館で予定をしております、多くの皆さんに聴講いただけるようにPR準備を進めております、さらに子どもの権利に対する理解を深めていただけるというふうに思っております。

第2点目に、子どもの権利擁護委員を委嘱をさせていただき、7月に委員会を開催しまして、権利擁護の活動を開始いたしました。今後、子どもへの権利侵害等に対しまして権利・利益を守っていききたいというふうに考えております。

第3点目に、子ども会議を8月の2日にわたりまして実施をさせていただきました。今回は、町内3中学、幸田高校の代表生徒に参加をしてもらい、子どもたちへの条例の啓発・理解に努めまして、意見もいただき、今後の条例推進に生かしていきたいというふうに考えております。

第4点目に、子どもの施策推進委員会を設置をし、各方面から委員を委嘱させていただきましたので、今年9月に委員会を開催をいたしまして、子ども会議の意見も踏まえ、子どもに関する行動計画に沿って、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

第5点目に、毎年2月に実施をしております子ども会大会に条例の実効化のための内容を取り入れまして充実をさせ、子どもの権利保障に努めていきたいというふうに考えております。現在、実施内容について検討中であります。

いずれにいたしましても、条例を制定しただけでは意味がありませんので、今後も条例が生かれますように、これらの施策も含めて、施策を実施・検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 答弁者に御注意申し上げます。

答弁時間が長いので、その辺のところ、少し御了解願います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） さて、町の資料をいろいろ読んでみましたが、こういう子どもに育てたいというような願望が表現されていないんですね。町として、子どもはこういう子どもに育てたいということがないなと思っております。子どもの権利と義務を示してこそ、意義のある条例というふうに思いますので、大人の責務の基盤となる期待される子ども像を示し、「子ども憲章」を制定する方向はあるのかどうかについてお聞きします。時間が少ないですので、簡潔にお願いします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 御指摘の子どもの権利を示し、大人の責務の基盤となる子ども憲章につきましても、この条例の制定時、策定委員会の中でも、条例をわかりやすくPRするための子どもの権利憲章や権利スローガンとして制定すること、またあくまでも公に掲げる子ども憲章として制定が必要ではないかと、さまざまな御意見があり、検討しました結果、子ども施策推進委員会の中で協議をしていくとの方針でありますので、町といたしましても「子ども憲章」の制定につきましても子ども施策推進委員会の中で検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 子どもに期待していない大人というのは、子どもに期待されません。子どもに期待していない大人というのは子どもに期待されないんだということをいつも心得ていただいて、子どもの権利条約を制定したからには、本気で取り組んでほしいなというふうに思いますので、お願いをします。本年度予算73万3,000円ですが、頑張ってもらいたい事業かなと思います。

次に、これはちょっと残念に思ったことなんですが、幸田町教育委員会の6月発行の「幸田町教育概要」という冊子がございます。子ども権利条約について、この冊子には一言も触れられておりません。

私はこの条例を受けて、平成22年度版とはかなり違うものが出てくるかなということを期待しておりましたが、この「幸田町教育概要」というのは、どのページも昨年そのまま数字の入れかえがあったのみというふうな気がしております。

子どもの権利条約が73万円の予算をもらったと、これは児童課だけの仕事なのかと、その軽さに少しがっかりしております。

加えて、保育園などの施設には、幸田町民憲章とか、児童憲章が掲示されております。ところが、子どもの権利条約の抜粋ぐらいはあってもいいかなと思ったんですが、ございません。子どもの権利条約が教育の場、保育の場で無視されているのか、軽視されているのかわかりませんが、ほとんどそういう状態かなというふうに思っております。ほとんど書いていない「幸田町教育概要」とあわせて、どんなお考えか、お聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 教育概要でございますが、児童・生徒数とか学級数等、毎年度変わる部分の変更が必要でありますし、また毎年度の重点努力目標など年度ごとに変更しているところでございます。一方で、各学校の教育の根幹にかかわる教育目標等は、学習指導要領の改訂などが無い限り、継続される場合が多いと思っております。

幸田町子どもの権利に関する条例であります。教育委員会といたしましては、この条例が幸田町の子どもの健やかな成長のために大切な基本理念を盛り込んだ条例であると、こういう認識を持っておりまして、検討の段階から、策定委員には現場の校長も加わり、教育現場も深くかかわってまいりました。

校長会・教頭会場で所管課長から条例の精神・内容についても説明を受ける研修会を実施し、施行に備えてきたところであります。

平成6年に日本が児童の権利に関する条約を批准した際、文部省が児童の人権に十分配慮した教育をさらに展開するように求める通知を出しておりますので、教育委員会といたしまして、この権利条約の制定を機に、今までも続けてまいりましたが、子どもの人権を大切にすることを一層配慮した教育活動を進めるように指示したところであります。特に、いじめなど子どもの人権が侵されることがないように、今まで以上にきめ細かに対処するよう現場を指導してまいりました。

今後とも、この精神と具体的展開が進められるように、校長会などの場を通して指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これは、やはり児童課との縦割り行政のことかなというふうには思いますが、来年度はぜひこの子どもの権利条例について「幸田町教育概要」に載せるとか、現場の職員に徹底するように働きかけをしていただきたいと思います。子どもの前では本気であってほしいなというふうに願っておりますので、よろしくお願いいたします。

次には、子どもの自然公園の提案でございます。

今の大人は、子どもの世代に国も県も町も借金だけを残すのではなく、次の子どもたちに自慢できる施設を残すべきかなというふうに思います。

私は、この子ども条例の制定を記念に、幸田町の子どもが町内で集団で活動できるような自然を生かした野外活動施設として、子ども自然公園の設置を強く提案をします。

300人規模の子どもたちがデイキャンプをしながら自然を学び、自然エネルギーを知り、学び育つ、遊び育つ、ともに育つを体験できることが大切かなと思っております。

現在、町民の要望の1番は何かと言いますと、子どもの遊び場なんです。新聞報道によりますと、愛知こどもの国とか千万町の野外教育センターも閉鎖の方向だというふうに言われております。小・中学校がキャンプに使っている野外活動の場所がなくなっていくわけです。

幸田町の周りは、みんな市になりました。町民・村民と言われるのは、愛知県の人口のわずか6%です。この自然豊かな幸田町は、子どもたちのために、町民のために、周辺の市ではないような自慢のできる本格的な施設を5カ年計画ほどでつくっていただいて、子どもたちのために残してほしいなと思っております。町当局の勇断を望み、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 答弁者に申し上げます。

制限時間を超過いたしましたので、答弁を終えてください。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 答弁がいただけないということは、いつ答弁がいただけるのか確認をしたいと思います。

○議長（池田久男君） 質問者に申し上げます。

答弁の時間がなくなりましたので、制限時間を超過しましたので、答弁は終わらせていただきます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） また、後日改めて質問をさせていただくということで、わかりました。

子どもの権利条約に関する決算は、平成21年度は134万円でした。昨年が51万5,000円、そしてその条例が施行されたことからは73万円です。1けたも2けたも少ないなとは思っておりますので、子どものために町は本気でおっていただけるなら、来年度予算は十分に考えていただきたいというふうに思います。

私の質問時間はまだ残っておりますが、答弁をいただけないので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大嶽 弘君の質問を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告した順に質問をさせていただきます。

きょうのテーマは、公園の活用ということと使用料及び手数料についてお尋ねをしたいと思います。

ことしの「広報こうた」6月号で目につきましたのが「公園であそぼっ!!」という見出しで、数カ所の公園の風景が、子どもの写真入りで載っておりました。

今度の9月号では、けさ方も話がございましたが、里山の林道整備事業とか、幸田中央公園を描く会とか、豊橋市のほうへ出張しての自然観察会とか、そういう記事が目についてまいりました。

毎日の暮らしを見ておりますと、やはり人間は緑と接する機会が多く、また心の面においてもやっぱり欠かすことができない面を持っております。そういう関係から、緑に関するいろいろな取り組みと、それから一つ要望をいたしたいということで出させていただきました。

最初に、幸田町緑の基本計画というものが22年3月にダイジェスト版で出ております。計画期間は、目標年次平成42年ということで、基本方針の四つの柱が「環境を守る」、二つ目が「生活を快適にする」、三つ目が「安全を確保する」、四つ目が「活力を向上させる」、こういう基本計画に基づいて走っていくということでございますが、最初に、現在、この緑の基本計画に入る公園の数と面積等についてお知らせをしてください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田町緑の基本計画につきましては、今、議員言われたとおり、平成42年までの計画で策定をされています。現在、都市公園の箇所ですが、9カ所、面積が11.12ヘクタール、それからその他都市公園が10カ所、面積が24.75ヘクタール、それとその他緑地が10カ所、面積が6.57ヘクタールということで、全体では、公園を含めまして29カ所で42.44ヘクタールでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） ただいまの公園の数と面積を示していただきましたが、この面積とか数の関係について、国とか県のほうから指針というものが出ているのかどうか。また、出ていない場合に、本町の位置づけとして多いと感じているのか、少ないと感じているのか、そのあたりの基準と申しますか、感触と申しますか、それを示していただければと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 国と県との指針というんですか、具体的にはしっかりしたものはございませんが、現在の幸田町の現況の1人当たりの公園面積とか将来の1人当たりの目標面積をもって比較をさせていただきます。

現況面積においては、全国平均が1人当たり9.66平方メートル、愛知県が7.29平方メートル、幸田町においては8.38平方メートルでございます。国平均より水準は下回りますが、県下の市町村の中では上位クラスという判断をしています。

目標面積につきましては、国が1人当たり10平方メートル、県においては7.9平方メートル、町は10.24平方メートルということで定めていますので、こういう目標を達成すれば、国・県より上回るものという判断をしています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の国・県とか、そういう平均的なものから見ると、幸田町はほぼ中位というか、平均的というか、そういう目標もそうありますが、そういう位置づけということで、これ以上つくる必要もないとか、いろいろな問題があると思いますが、どちらにしても公園というものが、先ほどの基本方針から見ていくと、あったほうがいいか、なかったほうがいいかと言えば、あったほうがいい、もちろん反動として経費もかかってくるわけではありますが、そういう面から見て、今後、幸田町の中において公園を新たにつくっていく、新設とか、それからちょっとあそこが問題箇所があるので、ちょっと大幅な改修をしていきたいというような点をまとめているようでしたら、示していただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 基本計画の目標に向かって、今後、幸田町の公園整備は、まず新設については、今、相見の区画整理、幸田駅前の土地区画整理等々で、通常、街区公園、身近な公園ですけれども、それが10カ所、完了しますと整備されます。現在、整備済みのものもございまして、そうしますと面積としては1.77ヘクタールということで、今後の目標を達成するに確信が持てるということでございます。

なお、改修につきましては、社会資本整備総合交付金ということで、その中の事業の中で三つの公園の改修を予定しています。彦左公園、幸田公園、里公園、特にトイレが、現在、非常に彦左公園なんかは上にあって入りにくいということで、バリアフリー化も含めて、この国庫補助事業によって改修をしていきたいというふうに思っております。

さらには、区画整理事業が新たに三つ今後展開をする予定ですので、その中では、当然、街区公園が建設をされる予定になっておりますので、緑化に向けては今後さらに増加傾向にあるというふうに思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） ただいまの回答によりますと、相見地区と幸田駅の2カ所に新設公園を予定するということと、それから改修については、彦左公園のトイレのバリアフリー化という回答がありましたが、幸田公園・里公園についてもということですが、幸田公園・里公園というのはどのようなことを予定しているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田公園と里公園についても、バリアフリー化ということで、現在、幸田公園の急な道等を自然に入りやすくするというと同時に、トイレについてももう老朽化の点がございますので、改修をしていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） いずれもバリアフリー化ということですが、そのほかもそういうものを直すときにやはりいろいろな面を、関連するようなものを見て、改修の計画・補足をしていけばいいかなと思います。これは余談というか、ひとりごとであります。公園というものはすごくいい位置づけであります。特に問題になるのが植樹が気になります。

木を植えると、木の枝というものは、雑草とほぼ同じように伸びてくるような気がしています。葉っぱが大きくなると、また秋になると飛びますし、そういう管理とか、そういうものも含めていろいろ計画をお立てになるといいかと思います。その点については、心していただければと、きょう、回答は不要でございます。

それから、同じく緑に関する町民意識調査というものが幸田町のホームページなどで掲載がされております。このページを見ますと、利用している公園というのはどういふところを利用しているかと言うと、中央公園・幸田公園というような身近な公園を利用すると、とんでもないところをわざわざ公園を探して行くんじゃないよと、ずっと気軽に行ける場所、散歩に行けるというようなことですが、どういふ公園がいいんですかというような感覚的な回答としては、やはりジョギングとか散歩とか、特に目についたのが、学習環境というか、環境の学習とか、いろいろ勉強ができるようなところとか、そういうみんなの啓蒙をしていくようなところとか、そういうような片仮名用語では「エコロジーパーク」というようなものが書いてありますが、そんなような記事が載っております。

こういう住民というか、町民の意識調査というものを考慮した場合、これからどのようなことを考えて対策を講じていくのか、その点を伺います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 住民意識調査からの公園に対する状況でございますが、9割の方が「幸田町は緑が豊かなまちだと思う」という回答をいただいております。それと同時に、利用する公園については、今議員言われましたように、中央公園、それから幸田公園がよく利用され、さらには身近な公園という、市街地の中の子どもたちが遊ぶ公園が順番でございました。

この中で、どのような公園の整備を望むかというものに対して、今後の対策というんですか、上位三つについての対策を含めて回答したいというふうに思います。

上位1位が、「子どもや高齢者などが日常利用できる身近な公園整備」、これは51%ということで、非常に高いです。この対策につきましては、先ほど申しましたけれども、平成28年度までに土地区画整理事業にて10カ所整備する予定ということでございます。

2番目に、「ジョギングや散歩のできる緑道や遊歩道の整備」というのが44%、これについて対策というのは、現在のところ新規計画はございません。既存の中央公園・

幸田公園・彦左公園・深溝運動公園という町としては規模の大きい公園がありますので、そういうところを整備しながら利用をPRしていきたいと。

3番目に、「水と触れ合うことのできる河川沿いの公園や緑地」、これが31%ということで、対策としても、これについても新規計画はございません。

ただ、不動ヶ滝公園、これは非常によそから見ると滝と池ということでは関心が強く、それから相見区画整理の中にある相見川沿いの公園などは親水公園として位置づけされるだろうと、そしてちなみに4番目が災害時の避難場所による公園づくりということがございました。

これらの新規対策として計画がないものについては、今後、緑道、散歩道、河川公園などは菱池遊水地、これは約23ヘクタールございますので、その土地利用も早急に決めていくという状況でございますので、そういう中へ住民意識調査の結果を反映して、計画づくりに専念をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） これからの対策として回答がございましたが、その中で2点ほど、不動ヶ滝というのは、やっぱり幸田の観光地として、また町外からもやっぱり散歩する人から見るとかなりの人気コースになっているようであります。あそこを歩いてみますと、やっぱり草が刈ってなくてマムシが出ますよと、こういうふうな看板であります。もう少し整備に力を入れて、そういう看板を出さずにでも歩けるような地域にできれば、なおすばらしいというふうに考えます。

それから、今伺いました菱池の遊水地の関係について、どういう利用をしていくかということですが、これは一つの所管だけでなく、幸田町全体としてもいろいろ皆さんが興味を持っている場所であるというふうに考えております。いろいろな意見等を収集して、少しでもよりよい公園とか自然環境の場づくりにしていただければと思います。

少し話がずれますが、朝方も出ましたが、あいち森と緑づくり税のことに触れさせていただきます。

県民税、個人から500円、法人5%、それに上乘せということでありまして。税収が、見たところ20数億円というふうに思いますが、これの使い道がところどころ出てくるんですが、全体像というのが、金額的に県から見たら22億円ということで、そう大したことないから余り脚光を浴びないのかもわかりませんが、特別につくった税金であります。こういうものについて、県はどのような事業で何をしているかということがよく見えないわけでありまして。

そういう点で、場所違いかも知れませんが、昨年度の県の主なメニューというか、そういう事業等、幸田町においてはそのお金を利用したり、交付金や補助金でどういうメニューをこなしたかということ。

それから、これもホームページの話で、「DECOウォーク幸田」ということが書いてあります。ちょっとなじみがないんですが、デンソーという話も聞いておりますが、このあたりのもう少しわかりやすい説明をいただければと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 先ほどの不動ヶ滝園地については、荻の滝保存会の方と協力し

ていただいているんですが、今後も引き続き町のほうもきれいになるように努めていきたいと。

それから、遊水地の土地利用計画ですが、実は今、関係各課を含めて町内部で調整をして策定に努めていくという状況でございます。

それでは、続きましてあいち森と緑づくり税の事業ですが、県の主な事業はということですが、県は農林水産部と建設部と環境部にて担当をしています。

主な事業としては四つございます。森林里山林道整備ということで、人工林とか里山林の間伐による整備ということで、ちなみに事業費については、ちょっと億単位で申しますと、これが10億円です。それから、2番目に都市緑化推進事業ということで、まちの緑化、街路樹の整備ということで、これが約3億9,000万円、3番目に環境学習推進事業、これは環境の保全活動ということで5,100万円、4番目に事業推進費ということで、普及・啓発等で、これが4,300万円ということで、4事業が主な事業であるということで、ちなみに平成22年度の実績は15億2,400万円で、このうち県が9億2,000万円、県事業で行っています。市町村については、約6億円ということでございます。

次に、本町の事業はどうかということでございますが、平成22年度の実績については、三つの事業で展開をしています。都市緑化推進事業と環境学習と事業推進事業ということで三つで行ってまして、事業費が2,618万8,000円ということで、ちなみにこの中の補助金は2,100万円ということでございます。

なお、この都市緑化推進事業につきましては、県下の全体の、町としては2,381万6,000円を実施していますが、県下の中の13%ということで、町ではもちろんトップですし、割合的にも多い事業費の消化をしております。

3番目に、DECOウォーク幸田の内容でございますが、これは県民参加の緑づくり事業ということで、平成21年度より実施をしています。目的は、地域住民の方、小学校、企業等が協働して公園・小学校の緑づくりを行うということで、緑化意識の向上を図るということでございます。

平成21年度が中央公園と中央小学校・荻谷小学校、平成22年度が相見の4号公園と坂崎小学校と幸田小学校ということで、それぞれ公園内の植樹と、それからそれぞれの公園から各学校へ行く道中のごみ拾いをし、各学校の花壇に植樹をするということでございます。

参加者につきましては、もちろん学校の生徒、地域の方と、名前がDECOウォークということで、デンソーの社員の方、家族の方が御協力をしていただきます。毎年、200人を超える参加でございます。

ちなみに、平成23年度においては、再度、幸田中央公園で行い、荻谷小学校と中央小学校、デンソーの方を含め、さらに今回は新しく商工会青年部の参加を得ながら事業拡大をしていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の説明にありましたが、都市緑化推進2,618万円、環境学習2,100万円という話であります。この都市緑化推進と環境、こういうものは町内

の、先ほど都市公園の整備、公園の整備とか、什器・備品に充てるとか、そういう方面に使えるお金なのかどうかはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） ただいま議員が言われました事業費ですけれども、幸田町の、今、三つの事業を展開している総事業費が2,618万8,000円ということで、2,150万1,000円については、これはそのうちの補助金ですので、環境活動としての事業費は56万1,000円でございます。

それで、この環境費等でございますが、基本的には、冒頭に言いましたように、農林水産部・建設部・環境部ということで位置づけをされていますので、それぞれの主要事業に見合う部局で使うというのが趣旨になっています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） そうしますと、それぞれの役場の中の担当所管からそういうものを県に申請をして、それが認められれば、その道に使えるということでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 言われるとおり、担当の課から県へ申請をして行く、その採択要件に合えば、採択されるという手続でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） そういう整備資金については、やっぱり住民が期待するような、先ほどのアンケートに対する回答、そういうふうな目的に従って申請をする、そういうことが生きた税金の使い道になるかと思っておりますので、そういうものの基本線に従ってメニューを立てていただいて、頑張ってくださいと思います。

先ほど、やっぱり交付金、町内では、先ほどちょっと聞き漏らしましたが、町村では断トツにトップで、13番目というのは、県内市町村を含めて13番目という意味なのか、もう一遍回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 都市緑化推進事業の中で、幸田町が22年度2,381万6,000円を執行しました。これは、県下の都市緑化の中の13%ということで、13番目じゃなくて、約13%の割合を占めておるということで、御了承願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。パーセントと番目を間違いまして、失礼をいたしました。

そういうふうないろいろなこれからメニューを提案して、それで幸田町の緑関係、公園の整備をしていくということは、やっぱり町民が欲するところであると思いますが、これから新たにこんなものというようなものが内輪で議論なり提案をしていくようなことを考えていることがありましたら、示していただければ、町民も喜ぶかと思っております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今後、新たにこの事業の展開ということでございますが、この事業については、今、3部で県でやってみえますが、山からまちまで緑豊かな愛知を目

指すということで創設された事業であり、今後、植栽等につきましても幅広く活用をしていきたいと。

なお、今後、町の提案でございますが、これが県の交付金10割補助ということで、採択要件に満たすところを模索をしながら積極的に事業の活用をしていきたいというふうに思っています。

今後、平成23年度の事業予定は、都市緑化事業、身近な緑づくり事業と環境学習事業の2事業を予定します。事業費が6,780万円ということで、22年度実績から比べると大幅な伸び、約2.6倍ということになります。そういう点では、特に今年度は相見駅の開業時に間に合う植栽を大幅に県のほうで採択をしていただいたということでございます。

なお、今後についても、引き続き事業に見合うところを探して、推進をしていきます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 幸田町においては、相見新駅をつくるということ、いろいろなお金が要る中でいろいろなメニューであります。そういうものの中で、各部署においていろいろ補助金のメニュー申請とか、そういう働きかけとか、そういう努力については、随分昨年からも評価できることの努力をしておられる姿が目について喜ばしいと思いますが、引き続いてまた大変かと思いますが、そういう補助金メニューの獲得に向けて頑張っただけだと思います。

今、議員として文教福祉の委員の中におりますが、ことしも保育園とか小学校、中学校を巡回で回らせていただきました。その中で、保育園とか小学校の低学年の方はどうかと言うと、やっぱり家の中ばかりではなくて、やっぱり山を見れば山に行きたい、川を見れば川で遊びたい、そういう外へ出ていくことに非常に喜びを感じて、目の輝きが違ってくるということで、先生も教師も、そういういろいろ外に出ると事故が心配な面はありますが、そういう子どもたちが外に出ていくということに対して非常に喜びと、それから成長を深めていくという姿勢が感じられております。

そういう意味では、単に公園をつくれればいい、つくれなければ困るんですが、つくただけではちょっと物足りない、つくった公園をどういうふうに生かして、どういうふうな学習効果、人間育成、子どもの育成、年寄りもそうです。中央公園も、老人の人たちがよく集まって雑談をしております。

そのときに、周りを見ると、鳥は飛んでいる。花は咲いている。土地もきれいであります。そういういい環境の中なんだけれども、あの鳥の名前は何だろう。花の名前もわからん。木の名前もわからん。せめて木の名前ぐらい書いてくれると、おれたちもすごく心が豊かになるなというような話がございませう。

特に、中央公園においては、JRの「さわやかウォーキング」というような通り道になっております。それから、大きな彦左まつりもあります。運動会もあります。町民がみんな集まってまいります。大きな公園、身近な公園というのは、そういう人々が集まる場所でもあります。せつかくお金をかけてつくった公園であれば、それがやっぱり心の成長、心の温かさ、そういうふうな公園になるとすばらしいなという気がいたしております。

先日も、幸田高校が俳句甲子園で松山へ出かけて行って、逆転で優勝できなかったと、準優勝になったと。敗者復活した開成が1位になって、幸田は残念ながら優勝候補が2位になってしまったというような記事も出ておりました。

その前は、ある民間のお茶の業界募集で、金魚の句が全国優勝したというようなこともやっぱり誉れになっております。

子どもさんたちも優秀な方がかなりお見えになりまして、そういうものを公園なり何かでPRしていく、海外、町外の人にも示していく、町内においても、こういう子がおるんだと。案外知らない人が多いですね、隣の人は何をやっているか知らない。そういうところに、そういう幸田町の中央公園とか、そういう彦左公園でもそうですが、そういう公園を利用して、今度はソフト面でどういうことを提供していくかというものがあるとすばらしいと思いますが、そのあたりをお考えになって、どのような公園づくりを今後検討されていくのか、示していただければと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田町の都市公園も、整備水準、要はハード部分は、中央公園を見ていただいたように、大分完了してきました。今、議員言われるように、今後はいかに利用され、かつ親しみを持つ公園づくりというのが私たちの課題であるというふうに思います。

今言われたソフト、たくさんありますけれども、まず一步を踏み出すということで、実は樹木の名札がついている公園は、今、幸田公園の一部と、幸多の杜という公園があります。そこにはついていきます。

今後は、利用の多い主要な公園ということで、まずは幸田中央公園と彦左公園に樹木の名札設置を行っていきたいというふうに思います。

なお、利用者に勉強になる看板、学習施設ということで、施設という立派なものではありませんが、中央公園においては野鳥の会が鳥の観察をされているということで、そういう野鳥の記録とか写真がたくさんございます。そういう資料を、一応、野鳥の会の方に確認をして、その看板をつくって、ツツジ会館の中へ掲示をして、少しでも学習の一翼を担えたらというふうに思います。

また、町民参加の公園整備ということで、これについても大草の山添ふれあい公園、商工会館の裏の公園とか、最近では、相見の区画整理区域内の街区公園、この公園では、公園の計画づくりを地域の人、子ども会、母の会、そういう方の意見を入れながらつくっている、要はワークショップという形でつくってございます。

このような形でつくりますと、住民の方も公園に対して意識が高く、今後の管理についてもどうしようかということで、山添については、いまだにまだ地元の方で維持管理をしていただいています。相見については、今後、それがどういうふうに展開するかわかりませんが、引き続き町民参加型を持っていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 前向きな答弁をいただきまして、みんなで楽しみにして実現を待ちたいというふうに感じております。

二つ目の問いに移ります。

使用料・手数料の話であります。平成22年度の第9次行政改革推進として、各種使用料・手数料が見直しをされました。4月から大部分がスタートしたわけでありまして、3月の定例会でいろいろ議論がありまして、児童クラブ利用料などの11議案が項目として出ました。

この使用料・手数料の改定目的というのは、財源確保、それから利用者の不公平・不平等をなくすための応能者負担というふうに記憶しておりますが、それは見方によっていろいろな考えが出てくるわけでありまして、いい面・悪い面というものが出てくると思っておりますが、それは後にしまして、最初に、この改定をすることによって予算の増収見込みというんですか、増収額はプラス10.4、3,200万円ぐらいプラス、差し引きです、そして合計3億5,000万円弱ぐらいを予定したいというふうな話でしたが、4月からスタートしてまだ半年経過していないわけでありまして、現場の意見としては、ほぼどういふような格好で進んでいるか、去年とこんなことが違う、随分おかしくなっちゃったとか、順調だなというような、いろいろな意見も出てくるかと思っておりますが、具体的計数がなければ結構であります、あればあったで結構でございますが、そういう感触を含めて、現在、どういふような進捗状況で進んでいるか、答弁を最初にお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、この改定に伴う影響等でございます。議員おっしゃられるように、見込みとして約3,300万円の増につながるという見込みで改定を行っております。

この改定の視点といたしましては、議員言われたように、財源確保と、それから受益者負担、それと近隣バランス等を考慮しまして、お願いをしたところであります。下水道料金等、ほとんどの方にかかわるものと、それから児童クラブですとか、そういうふうな特定なサービスを受けられる方に係るものと大きく二つに分けられるかと思っております。現在、トータル的には、予想した程度の増収になるかと思っております。

利用者等からの、それぞれのところには多少はあるかもしれませんが、私どものほうへ大きな声で苦情ですとか、そういうようなお問い合わせとか、そういうのは聞いてはおりません。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

今の答弁では、順調に進んでいるというふうな答弁でございましたが、声なき声のほうが発せると困るということもございまして、そのあたりは十分吸収をしていく必要があるかなというふうに考えております。

個人的な感触ではありますが、この料金値上げによって、幸田駅西駐車場の利用者が前よりも減っているという感触であります。前いっぱいであったのがちょっとあいてるところが見えるとか、そんなような話も聞いておりますが、この幸田駅西の駐車場の計数的に見て昨年度と比較してどんな状況でございましょうか。わかっている、集計した範囲で結構でございますので、出してください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 駅西の公共駐車場の利用状況でございますが、7月までの分で申し上げたいと思います。

日利用につきましては、昨年度と比較いたしまして3,028台減っております。なお、収入の部分でございますが、これは逆に37万4,300円ふえてございます。

次に、定期利用の関係でございますが、こちらも同じように7月までの分でございます。利用台数については、前年に比較し49台減っております。なお、申請台数につきましては、16台減っております。そして、収入金額でございますが、これは比較したところ37万2,000円の減でございます。

なお、状況につきましてでございますが、本年3月に発生いたしました東日本大震災、その後、特に日利用者が月平均で約750台減少しております。3月から同じような現象が続いておるといこともございまして、私どもの判断と推理するところでは、震災の影響が大きいのではなかろうかということも思っております。

なお、使用料改定で減少したかどうか等は言い切れない部分があるわけでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 日利用の車については、車は減ったけれども、収入金額はふえたと、値上げした分だけプラス余りが出たというような、町から見れば手数が減って収入がふえるという格好になるからいいかわかりませんが、その分、利用者にいろいろ負担をかけているということではありますが、これはまだ来年までずっと待ってみたいとどういうふうな結果が出るかはわかりませんが、駐車場を除いた、この今回見直した事業について、ちょっとこれは直したほうがいいかなとか、見直したほうがいいかなとか、これはやっぱりやってよかったとかというようなものがございましたら、二、三公表していただければと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この手数料・使用料の見直しの具体的な項目でございますけれども、こちらにつきましては、私ども、今現在、庁内に健全財政構築専門部会というプロジェクトチームを設けております。そちらのほうで引き続き使用料・手数料につきましても、望ましいものはどの程度か引き続き検討しておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） いろいろな課題・問題点が出たときには、早期にまた示して、皆さんで協議していければというふうに思っておりますが、先ほどの駐車場の料金の話に戻りますが、この駐車場料金というのは、やっぱり定め方がさまざまございまして、蒲郡の料金はどうなっているのか、岡崎の料金はどうなっているのかを見ていきますと、いろいろな見方でばらばらになっておりまして、何がいいか悪いか、何が公平か平等かよくわかりませんが、今度、相見の新駅をつくって、あそこに駐車場をつくるということで動いていますが、幸田駅と相見駅、同じ町内でございます。それについての料金体系の考え方、あり方、基本的なものがございましたら、示していただければと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 相見駐車場の利用料金の関係でございますけれども、現在、

検討中であります。

なお、相見の駐車場も幸田駅の駐車場も同じ町内の近距離にございます。そういう状況もかんがみまして、幸田駅西駐車場の料金を変えないこと、相見も同程度の料金となるように検討を進めておる次第でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 町民から見て、何でこんなことになったの、こうすればよかったんじゃないのというふうなことが出ないような方向でいろいろ審議・検討をしていただければと思います。

これで終わります。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 議員おっしゃられましたように、いろいろな多面的なもの、そして持てる情報のもとに、皆さんに御理解いただけるような料金等の設定を努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時57分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、杉浦あきら君の質問を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

まずは、認知症の支援と啓発について質問いたします。

このたび7月に厚生労働省は、地域医療の基本方針となる医療計画に盛り込むべき疾病として指定してきた「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」「糖尿病」の4大疾病に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めました。

職場でのうつ病や高齢化に伴う認知症の患者が年々増加し、国民に広くかかわる疾患として重点的な対策が必要と判断しました。

厚生労働省は、医療計画に関するガイドラインに記載し、12月をめどに各都道府県に示す方針で、地域で適切な医療が切れ目なく提供されるよう数値目標を設定してきました。

厚生労働省が実施した2008年の患者調査によると、精神疾患の患者数は約323万人で、4大疾病で最も患者数が多い糖尿病237万人を大きく上回り、がん152万人の2倍に上る。また、年間3万人に上る自殺者の9割が何らかの精神疾患にかかっていた可能性があるとの研究結果もあり、患者の早期治療や地域の病院・診療所との連携が求められると述べています。

以上のことを考慮し、健康のまち幸田を推進するために「健康こうた21計画」で述べているように、「認知症について、病気の理解と対応を学びたい」とか「認知症予防

活動の推進及び支援をします」などと表明していますので、以下の答弁を求めます。

平成13年から平成20年度まで認知症予防事業として外部講師により実施とありますが、内容と成果をお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 認知症に関する御質問をいただきました。

平成13年度から20年度まで、本町におきまして認知症予防事業の取り組みの内容についての御質問でございますが、この内容につきましては、浜松の早期認知症予防研究所の医師の御指導をいただきまして、65歳以上の高齢者を対象としまして認知症の程度を調べる、脳いきいき健診、これは「かなひろいテスト」といったような小テストの関係によるものでございますけれども、そういったものを実施をいたしまして、その結果によって軽度から中度の認知症と診断された方を対象といたしまして予防教室に参加する方の希望を募ったということで、そういったことで、平成13年度から毎年各学区単位に「脳いきいき教室」、これは今で言う「げんきかい」でございますけれども、これを立ち上げまして、平成18年度をもって6学区全学区におきまして立ち上げたものでございます。

教室の内容といたしましては、指体操ですとか、転倒予防体操、右脳を刺激するためのオセロ、こういったようないろんなゲームですとか、集団レクリエーションなどを通じまして、最後は毎回感想文をお書きをいただきまして終了とするというような内容でございます。平成19年度のげんきかいでは、各学区とも月2回開催をいたしまして、参加者は6学区で180名、延べ3,293名という状況でございました。

この成果でございますけれども、平成19年度におきましては、教室の参加者の脳機能評価につきまして、6学区で180名のうち検査を実施をいたしました方が124名で、改善が9、それから維持が94名、低下が21名というような状況でございました。8割以上の方が維持・改善というようなことで、教室に参加をいただくことによりまして、日常生活での人とのかかわりというものが積極的に参加をいただいたということが、こういった結果に結びついたのではなかろうかといったような思いを持っております。

その後、平成20年度に御指導をいただきました医師から御辞退の申し出がございまして、平成21年度からは、「健康こうた21計画」に沿いまして、熟年期の老後を心豊かに過ごすための目標達成のために高齢者の健康づくり支援を目的といたしました現在の事業内容に変更し、現在に至っておるといったような状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 過去のこれでは、8割以上が改善ということで、大分成果が出ていると思います。

ただ、軽度の認知障害から認知症の診断ができる程度までに進行するまで通常5年から10年かかると言われておりまして、平均で六、七年かかるということでございますので、例えば民生委員とか保健推進委員の方でも、やはり短期しかやられないという方が多いものですから、十分に経過観察できるような方、特に長期対応できるような人に対応できるような体制をつくっていただきたいと思っております。

特に、認知症の周辺症状は、幻覚、妄想、徘徊、異常な食行動、睡眠障害、抑うつ、不安、焦燥、暴言・暴力、性的羞恥心の低下など、非常に多岐にわたり、多数の周辺症状が同時に見られることも珍しくなく、軽症から出現が始まるが、中等症に進行するに従い、頻繁に出現するようになり、患者は日常生活を行う能力を急速に喪失していくことにある。このため、概して周辺症状の発現と深刻化によって家族などの介護負担は増大の一途をたどる。

認知症患者の介護は、24時間の見守りが必要であり、これは地域ぐるみでないに対応は難しいと言われております。認知症患者は全国で150万人を超え、今後、増加の一途をたどると言われております。幸田町内での認知症患者数を把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 認知症の関係につきましては、長い間、そういった軽度からの進行というものが期間的にかかるという御意見でございまして、現在実施をさせていただいております「げんきかい」につきましては、地元のほうのお力添えもいただきながら、区長さん方、またそして今御案内のありました民生委員、またそれから地域の保健推進員、いろんな方々に地域の支えが必要であろうということで、そういったかわりを持っていただくようなシステムとしておるところでございまして。

認知症の関係の患者数でございまして。その程度、いろんな幅がございまして。また、非常に奥の深い病気ということにもなっております。そういった関係もございまして、なかなか全体数を把握するということが非常に難しい病気でもあるわけでございます。そういった意味で、現在のところ、私どもとしてはその正確な人数というものを把握してはいない状況でございます。

ただ、本年2月に実施をいたしました介護保険のニーズ把握調査の結果からの推計ということでございましてけれども、高齢者に対する出現率が6.6%で試算をいたしますと、認知症の推計人数が420人で、このことから幸田町における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上程度に該当する方ということになりますと、おおむね400人から500人程度ではなかろうかといったような考え方をしておるところでございまして。

以上でございまして。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 確かに、認知症の患者を把握するのは大変難しい問題であると思っております。

現在行っている老人クラブ、げんきかい、いきいきサロン、住民健診、民生委員、保健推進員などを利用して患者を把握して、なお家族とか地域一体となって予防・啓発を行っていく必要があると思っております。

今まで認知症治療薬は1剤しかありませんでしたが、本年に治療薬が新たに3剤加わり、治療の範囲が広がり、啓発活動が活発になると思われまして。それに、厚生労働省のガイドラインが変更になるので、この機会に幸田町民に対して「健康こうた21」の中の認知症のさらなる充実を推進していく考えはありますか。そのために、患者・家族だけでなく地域の人にも認知症を理解してもらい、町として「げんきかい」だけでなく、

認知症患者・家族・一般の人に対して啓発活動、勉強会、講演会などを企画していく予定をお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 認知症の関係につきましては、今後、やはり高齢化がさらに進んでいくというようなこともございまして、介護状態や入院患者の増加というものが見込まれておるところでもございます。

そういったことから、40代でも、また50代というような若年層の認知症の方々もあらわれておるといふ実態もございます。

そういった中で、残念ながら現在も非常に認知症に完全に効くというんでしょうか、完治するような薬というのはなかなかないということをお伺いしております。

そうした中で、今御指摘のございましたように、本年1月と4月に三つの新薬が承認をされております。そういった認知症の方にとりましては、こういった少しでもその進行というものを抑える、改善につながるものではないかということで期待がされておられるわけでございますけれども、町といたしましても認知症防止のための介護予防、また健康増進としての先ほどの学区単位で実施をいたしております「げんきかい」、またそして地域単位で行っております「いきいきサロン」、こういったようなものを初めといたしまして関係団体からたまに要請もあるわけでございますけれども、そうした福祉出前講座、こういったようなものを通じまして、引き続き高齢者介護、また認知症予防に対する事業というものを引き続き続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

先ほどお話のございました認知症の関係につきましてはの出前講座のほかにも、高齢者介護、認知症予防の事業に取り組む、そういった地域で認知症の方々をサポートいただきます認知症サポーター養成講座というものもあります。受講対象者を拡大をいたしまして、多くの住民や企業の方々にも参加いただけるように、そういった事業の推進も図っていきたいということでございます。

今後も、認知症は、先ほど申し上げましたように、増加していくものというふうに理解をいたしておりますが、やはりまずは地域の方々の意識というものが、見守る意識、そういったものが非常に重要な役割を果たすということでもございますので、今お話がございましたように、講演会などの実施というものについては、我々としても、どういう内容にするかということもありますけれども、そういったものを実施できるような形での検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 先ほど啓発活動の件ですが、医療用医薬品の場合は一般大衆に宣伝することはできないので、現在は認知症に関して1社、啓発活動を行っております。その内容は、ちびまる子ちゃんを使用してテレビで流して、一般大衆に認知症のほうだけを啓発しているという状況でございます。

続きまして、自殺予防の支援・啓発について質問いたします。

2010年、平成22年における日本の自殺率、人口10万人当たりの自殺者数は24.9人で、総数は3万1,690人であり、13年連続で3万人を突破しています。2

010年の交通死亡者数4,863人の6.5倍に上り、その深刻さがうかがえます。

冒頭で述べましたように、年間3万人に上る自殺者の9割が何らかの精神疾患にかかっていた可能性があるとの研究結果より、精神疾患の支援・啓発などが必要になってくるのではないのでしょうか。

この件に関しまして、昨年度、水野議員が自殺予防の総合的な支援について質問されていますが、その後の成果をお聞かせください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 水野議員からは、昨年3月議会におきまして、自殺予防の総合的な支援についてということで御質問をいただいたところでございます。

その質問に対してのその後の成果についてという御質問でございますが、やはり自殺の問題につきましては、非常に根の深い問題でございます。昨年公表されました国の調査では、先進7カ国の中で我が国の自殺率は最も高い、15歳から34歳までの若い世代の死因が自殺がトップというのは我が国のみといったことで、そういったことが言われておるところでございます。

また、無職の男性の自殺死亡率が極めて高いということも言われておりますが、それぞれ抱えております心の問題、複雑な多面的ないろいろな要素を抱えておるところでございます。

こうした内容を受けまして、自殺のサインというものに気づきまして、見守りや助言というものを行いまして、相談支援につなげていく役割を担うゲートキーパー機能の充実というものが需要というふうに判断をいたしまして、地域の身近な存在でございます民生委員を対象といたしまして、心の健康講演会として、そういったゲートキーパー講演会を本年の2月16日に開催をさせていただきました。

また、9月10日、これは昨年との関係でございますが、幸田の駅前で、またそれから役場前で、啓発物品の配布等も行ったところでございます。

また、子どもの権利条例、午前中の御質問の中にもあった部分がありましたけれども、子どもの権利条例の中で設置をいたすということにしております擁護委員会、これを本年4月に設置をいたしまして、子どもたちがいじめ等によりまして権利侵害、こういったものに遭った場合の窓口も設けたところでございます。

今後とも、また精神科医などともいろいろと連携を保ちながら、学校・職場などにおきますメンタルヘルス、こういったものの重要性をアピールしていきたいなというようなことを考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） いろいろ昨年度から予防の啓発に取り組んでいただいているところでございますが、次に自立支援医療制度（精神通院制度）で、精神疾患で受給している人は何人いるのか、お伺いいたします。

また、このうち認知症、うつ等は何名か、内訳がわかればお示しください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 自立支援医療の精神通院の受給者証の所持者の方でございますけれども、平成22年度末におきまして320名となっております。認知症が12

名、それから薬物・アルコール依存症、こういった方が5名、統合失調症、これが90名、気分障害、これは躁うつとの関係でございますけれども、171名、神経症が11名、知的障害が2名、てんかん、これが25名などという状況になっております。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 今、自立支援医療受給者証の所持者の状況を説明いただきましたが、冒頭で述べましたように、厚生労働省の調査によると、年間3万人の9割がうつにかかっていた可能性があるとの研究結果もあり、別の調査でも、うつ病は自殺と強い関係にあり、自殺者305名の遺族に調査した結果、119名がうつから自殺という経過をたどっていました。

ただし、うつ病は自殺の根本原因ではなく、主な根本原因としては、健康問題、経済・生活問題、家庭問題などがあり、うつ病を引き起こし、自殺に至る。それに、抗うつ薬によるうつ病治療開始直後には、年齢にかかわらず自殺企図の危険性が増加する危険性をFDA（アメリカ食品医薬品局）からの警告が発せられ、日本でも効果のよい新しい抗うつ薬の添付文書に「自殺企図のリスクの増加に関する注意書き」が追加されました。

精神疾患からの自殺を取り上げましたが、自殺の原因は、個人や社会に内在する多くの複雑な原因によって引き起こされますので、自殺防止対策は行政の課題として今後取り組んでいただきたいと思います。今後の対策をお聞かせください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 平成22年度の自殺者の関係でございますけれども、全国で3万1,690人の方がお亡くなりになっておりまして、13年連続3万人を超えておるといような状況がございます。

幸田町におきましては、これは西尾保健所のデータでございますけれども、平成12年の12人をピークといたしまして、若干減少してはおりますが、平成20年が6人、21年が8人、22年が3人といったようなデータが残っております。全国数値で年齢別の自殺者につきましては、30代が14.5%、40代が16.3%、50代が18.8%、60代が18.6%といったような内訳でございます。

自殺者の原因の特定者は74.4%で、そのうちの原因でございますけれども、47.4%が健康問題、さらにこのうつ病の割合というのが44.4%、5人に1人がこの病気で自殺をされておられるといったような状況もございます。

9月10日の「世界自殺予防デー」にちなみまして、国は「自殺総合対策大綱」におきまして、毎年9月10日から1週間を「自殺予防週間」といたしております。本町といたしましても、昨年に引き続きまして、この期間内におきまして啓発プリントを配布をするなりして啓発に努めていきたいといったような考え方を持っております。

また、先ほどの御質問にもございましたけれども、講演会の開催、また相談窓口を広く住民に周知をさせていただくためにも、町民の封筒や広報紙のファイルにもそういった旨を印刷もしていきたいなというような考え方も持っておるところでございます。

いろいろな事業展開を図っていくということが求められてくるかと思っておりますけれども、

残念かどうかはちょっとあれですけども、現在、こういった事業に対しまして国の補助として地域自殺対策緊急強化基金というものがございますが、この交付期間というものも今年度で一応終わるといふようなことがございます。来年度以降の見通しというものはちょっと現段階ではわかりませんが、議員御指摘のように、町民のそういった方々が少しでも減るといふことで、我々としては今後も引き続きそういった事業というものを継続してまいりたいといふふうにご考慮しております。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 最後に、安全・安心なまち幸田は、町民の皆様によく浸透しているように思いますが、健康のまちづくりが母子健康事業、予防接種事業はよく浸透しているように思いますが、疾病の予防・健診などはまだまだ浸透していないように思います。

特に、今までがん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病対策が主であり、患者数の多い精神疾患に対してはほとんどなされていないように思われます。今後、精神疾患、特に認知症、うつ病の予防活動、病気の理解と対応の啓発と障害者自立支援法の自立支援医療制度を積極的に取り組んでいただき、健康のまちづくりを推進していただきたいと思っております。

日本精神保健福祉士協会の話では、幸田町においてはすべての精神疾患に公的補助を行っているようで、近隣の市よりしっかりした福祉を行っているとのことでした。

それとは別に、自立支援医療制度を利用している患者の会の要望として、支援を受けるための診断書料が5,000円ということで、これも公的負担金で賄ってほしいとの声が多く聞かれるようです。

それに、認知症、うつ、てんかんなどは、精神科以外の指定医療機関の神経内科、小児科でも診断書は書いてもらえるようですので、このことを知らない住民が多いと思っておりますので、もっと町内に情報を伝達してもらいたいと思っております。町の全体的な考え方をお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 健康のまちづくりの推進をということでの御意見をいただいたわけでございます。

現代社会というものは、やはりストレス社会でございます。いろいろなストレスがたまりまして、そういったうつですとか、いろんな関係の疾病を招くといったようなことも言われておるところでございます。

先ほど来御質問いただいておりますような精神疾患、こういった心の病というものにつきまして、やはり心を豊かに、また心の健康を保っていくということがやはり必要ではなからうかというふうには思います。

そういったことのためにも、さまざまな健診ですとか講座などを御利用いただくなり、またみずからの健康というものを見詰め直していただく、そういったような疾病予防対策というものに努めてまいりたいということをお願しております。

特に、うつ病につきましては、また一人ではどうしようもできないというような不安にもかられて、周りにもどうしても閉じこもっていくというような傾向もございます。

周りの人の支えというものがやはり重要であるということでございますので、今後ともそういった精神疾患に対する理解、またそして広報等を通じた窓口や、また医療機関などの紹介にも努めていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、日本精神保健福祉士協会ですか、そちらのほうの御要望ということでの御意見がございました。診断書経費に対する助成ということでございますけれども、精神障害者の保健福祉手帳の申請ですとか、自立支援医療受給者証等の申請に当たりまして、障害の程度の確認をする意味で医師の診断書が必要となるわけでございます。5,000円程度の診断書料が必要だということで先ほどもちょっとお話がございましたけれども、そういった関係の障害の認定につきましては、やはり医師の診断書が不可欠でございます。この診断書料に対する助成につきましては、現在のところ、他の例えば公的年金の障害年金ですとか、また身体障害者の手帳の申請、こういったようなものでも現在は有料というような形で、そこまでのものまでは補助制度がないというような実態でございます。他の自治体でも、まだそういったところまで至っていないというような状況かというふうに認識をいたしておるところでございます。

ただ、通院医療費の公費負担申請手続の簡略化ということで、精神障害者保健福祉手帳の申請に当たりまして通院医療費の公費負担を同時に申請する場合には診断書の一つで賄えるよというような、そういった簡略化というような制度にもなっておるようでございますので、当面はそういったことで御理解をいただきたいと思ひます。

今後のそういった御要望につきましては、検討課題とさせていただきますというふうに思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦あきら君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時39分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、志賀恒男君の質問を許します。

3番、志賀恒男君。

○3番（志賀恒男君） 議長のお許しを得ましたので、通告の順に従って質問をいたします。

最初の質問は、新幹線新駅誘致の検討についてであります。

最初に、幸田町発展の歴史観及び歴史について、私の見解を述べさせていただきます。

幸田町は、東海道線の駅を誘致することで発展をしてきたと思ひます。1900年、相見村の志賀村長が相見駅誘致のため相見村停車場設置期成同盟会を立ち上げました。同じころ、深溝村でも駅誘致の期成同盟会が発足をしております。

しかしながら、1906年、相見村・坂崎村・深溝村が合併することで広田村が誕生しました。そして、中間駅である1908年に幸田駅が今の地に誕生した経緯がございます。

その後、三ヶ根駅が1967年に開業いたしました。これは新幹線の土地買収と引

きかえに三ヶ根駅設置を認めさせてきた経緯があるというふうに言われております。

そして、相見村の百年越しの念願でありました相見駅が来年3月にいよいよ開業する運びとなりました。まさに、ドラマだと思えます。

一方、1964年に東海道新幹線が開業いたしまして、わずか幸田駅ホームの100メートル先で交差しております。この地の利を有効活用するために、昭和57年に幸田町議会においても、東海道新幹線新駅特別委員会を設置をいたしまして、誘致活動を行ってまいりました。しかしながら、三河安城に新駅を持っていかれたというのは、記憶に新しいところであります。

1988年に三河安城駅誕生から、早くも23年がたちました。私は再び幸田の地に新幹線新駅誘致の機会が訪れたと考えております。リニア新幹線の名古屋・東京間の開通が2027年とことしの5月に決まったからであります。

リニア新幹線開通後は、のぞみの旅客輸送ニーズがリニア新幹線に移るため、東海道新幹線の乗客はかなり落ち込むと予想されております。

新幹線は、のぞみが本数が減ることにより、輸送力に余裕が生まれると。このために、ひかりやこだまの本数がふえると言われております。JR東海も、リニア新幹線開通後の東海道新幹線の乗客数の維持、あるいは増加を図るため、新駅設置の余地が高まるというふうに言っております。

一方、幸田町においては、国道23号線バイパスの整備が進み、周辺の市町、特に蒲郡・西尾両市からの新駅へのアクセス向上という点で、よい意味で新たな状況変化が生まれてきていると思えます。

一方、幸田町の第5次幸田町総合計画の中に、次のように述べられております。「新幹線とJR幸田駅が近接する本町の地理的条件を生かし、新幹線駅の検討を行っていきます」と、このように書かれております。

本件に関する町の検討体制と現在の検討状況はどのようになっているのか、回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） ただいま幸田町の発展と東海道線とのかかわり等につきまして、議員の歴史観を披歴されました。私どもも、東海道本線あつての幸田町の現在があるというふう理解をしております。

また、リニア新幹線の関係で、その開業の暁には、現在の新幹線のぞみが廃止、もしくは縮小、それからこだま化していくということについては、JRもそのような方向であるというふうにも伺っております。

第5次総合計画の関係でございますが、こちらにつきましては、平成18年度から27年度までの10カ年計画として17年の9月に策定をいたしておるところでございます。

その中で、議員おっしゃられるように、新幹線新駅の誘致については、中央リニアの計画が具体化された場合を想定し、現行の新幹線のダイヤが緩和されるということを見込みまして、将来的な検討事項として新幹線新駅の誘致について検討を行うという旨の記載がされておるところでございます。

しかしながら、現在のところ、リニア新幹線につきましては、名古屋から東京までが16年後、その後はさらにまたその18年後ということでございますので、現時点におきまして特段の検討を行っておるということはございません。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま、現時点では検討をしておりませんという回答がございましたけれども、私は認識を異にしております。

私が誘致の機会が訪れたという根拠をもう少し詳しく説明をさせていただきます。

国土交通省の交通政策審議会のもとにリニア中央新幹線の整備計画の決定などについて審議する中央新幹線小委員会というものがあります。

平成23年、ことしの5月12日に第20回の小委員会が開催をされております。この中で、答申の内容を説明しますと、中央新幹線が整備され、東海道新幹線の「のぞみ」型の輸送ニーズの多くがリニア新幹線のほうに移転することにより、東海道新幹線のサービスも相対的に「ひかり」「こだま」を重視した輸送形態へと変革することが可能となる。これにより、東海道新幹線の新駅の可能性も生じ、東海道新幹線の利便性向上及び東海道新幹線沿線地域の活性化に寄与することが期待されるというふうに答申されております。私は、まさに幸田町にとっては千載一遇のチャンスがやってきたというふうに思うわけであります。

そういう状況の中で、神奈川県では平成8年に神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会というのが結成をされまして、神奈川県の寒川町に誘致すべく、県知事が先頭に立って活動しております。そして、合計10市町と神奈川県商工会議所、県商工会が参画をしております。リニア新駅と相模線複線化、東海道新幹線新駅の誘致、3点セットで地域活性化のために戦略的に活動をしております。

寒川町は、厚木市・海老名市・藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市に囲まれた人口4万8,000人のまちであります。人口は幸田町より1万人ほど多いわけですが、周辺を複数の市に囲まれているという点で、幸田町と大変よく似た状況であります。

このような活動について、幸田町としてどのように考えているか、参考とすべき点は多々あるのではないかと思います。考えをお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） ただいま神奈川県の寒川町における新駅誘致への取り組みについての御質問でございます。

御指摘されますように、寒川町につきましては、相模川の左岸の寒川町に新駅をつくるということで、県が中心になって期成同盟会をつくり、積極的に活動されております。

さらに、その関係では、相模線、それから現在の新幹線、それとリニアとのアクセス等もセットで検討されておるようでございます。

さらに、まちづくりとしての視点で、相模川の寒川町は左岸になるわけですが、右岸にも都市軸をつくり、両側でツインシティ構想ということで、大きな地域の活性化を県が主導で進められておるということで理解をしております。

そういう関係で、こちらについては、本当に県が先頭に立っていただいておりますので、よろしいわけでありまして、駅周辺人口についても280万人あるということで、

J R 東海等へ運動をされておるといふことで、承知はしております。

ただ、先ほど幸田町も背後の都市の人口等を考慮して、よく似ておるとおっしゃられたわけでございますけれども、神奈川県の中核地域の発展のための大きな旗振りの一つとして進めておるといふ点では、ちょっと私どもと異なるかなといふふうに思っております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま寒川町についての活動状況について認識を同じにしておるといふことは確認ができましたけれども、確認をしたといふだけの回答でございました。

幸田町は、幸田駅前再開発に注力しております。しかしながら、道路を広げ、建物を集合化・高層化するだけで、果たしてにぎわいが取り戻せるでしょうか。

新幹線新駅が実現すれば、長年の懸案や要望が一気に解決する可能性があります。すなわち、幸田駅には快速電車がすべてとまるようになります。愛知環状線が岡崎駅から幸田駅まで延長されます。乗降客がふえることにより、幸田駅の橋上化も実現します。幸田駅西の再開発も同時に行われることとなります。

交通のかなめには、必ず人が集まり、商業が発展をいたします。商店・飲食店・宿泊設備・サービス業など、新たな需要が創出をされると思います。まさに、一石二鳥ならぬ一石四鳥、一石五鳥がねらえるわけであります。

事実、新駅誘致に成功した三河安城駅は、新幹線駅を中心に118ヘクタールに及ぶ土地区画整理事業を1986年から開始し、2006年に事業が完了をいたしました。実に、20年間に及ぶ大事業でありました。

その結果、各企業の支店やビジネスホテル、飲食店、パークアンドライド向けの駐車場などの市街地が形成をされております。

昭和57年、新幹線新駅特別委員会が本町において活動していたとき、隣接する市町、具体的には蒲郡市・西尾市・安城市・岡崎市・幡豆町など広範囲に協力体制を構築していました。再びこのような体制を構築するには、幸田町だけでは推進力に欠けると認めざるを得ません、残念ながら。

神奈川県では、県の組織に専従の新幹線新駅推進グループというのを設けて推進をしております。そして、新駅設置促進期成同盟会の事務局業務も県が行っております。神奈川県のように、愛知県が先頭になって推進することが私は重要かつ肝要であるといふふうに思います。

新幹線新駅設置について愛知県に働きかける考えがあるかどうか、また具体的にどのような働きかけを行うべきか、回答願います。

○議長（池田久男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 効果等につきましては、そのとおりに思います。

ただ、先ほどおっしゃられました新幹線新駅を誘致するための期成同盟会をつくって運動して、結果的に安城に取られた、そういう経過がございます。その経過、どういふふうにして幸田がおくれをとったかということにつきまして、若干、私から御報告申し上げたいと思います。

確かに、議員御指摘のように、東海道線と新幹線が駅のそばで交差をしておるとするのは、これは非常に有利な条件であります。しかしながら、幸田町が負けた要因の中には、安城に比べまして工事費が大幅に異なってくると。安城が170億円、それで幸田が240億円という、当時、試算がされました。それで、そのうちの市が50%、県が30%という負担割合で決まっております。

それと、さらに技術的には、御存じのように、坂野坂トンネルから出ますと急カーブで下ってきます。これが20パーミルの勾配になっています。その勾配では駅はできないということで、これは3パーミル以内に補正をしなければならないということで、それをやるためには、通常、工事区間が1キロぐらいで済むところを2.6キロと非常に長い距離がかかるというのと、2,500のアーチがある、これも4,000メートルが本来だということで、なかなかそういう厳しいものがあります。負担金等合わせて、幸田町にとっては大変当時残念な結果にはなったわけですが、そのような経過があるということでございます。

県に対して働きかけるかどうかは、また後ほど町長がお答えいただけるかと思いますが、私どもの今の交差しておる優位性もあるけれども、地形的な不利な面もあるということだけは申し上げさせていただきます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 志賀議員に対しまして、新幹線の関係で私のほうから申し上げたいと思います。

今、総務部長が大体概要につきましては申し上げたんですけれども、もう一つ、要は、先ほど20パーミルということをお願いしたんですけれども、1,000メートル行くのに20メートル上がるということです。

それから、もう一つは160のカントがついています。要するに、カントと言いますと、レール1本分が下がっているんです、カーブで。その状況下の中で駅をつくるというのが非常に難しい。例えば、熱海の駅に行きますと、熱海は随分傾いていますけれども、160ミリも傾いていないんです。ですから、かなり傾いているんですけれども、停車するには大変難しい面もあると。

もう一つは、分岐ポイントをつけるのにトンネルの中につけないと、そこから勾配に来る場合には非常に厳しい状況がある。駅をつくるとしても、永野のトンネルの前まで行ってしまうと。そうすると、永野のトンネルで分岐をつけなければいけないというような状況もありまして、非常にそういう面ではかなり厳しい面があるということと、私自身は確かに総合計画でこのようなことが入っているわけでありまして、この3万8,000人の町民のためにつくるのか、だれのためにつくるのか。

私はいつも思うんですけれども、滋賀県の嘉田知事が栗東の駅を中止された。あそこは市街化区域もでき上がっていて、すぐつくるという状況下になってやめられたということは、今、私どもの幸田町で人口3万8,000人の町民がそれをつくることによって本当に幸せになるだろうかと。名古屋に行ってリニアを使って40分で東京に行ったほうがいいんじゃないの。じゃあ、今でもそうだと思うんですけれども、豊橋まで行って「こだま」には乗りませんよね、大体。「ひかり」に乗っちゃいます。

そういうような動きの中で、あえて幸田町につくることが本当に町民の幸せにつながるかどうかということにつきまして私は思うわけで、現在のところ、先ほどいろいろ総務部長も答えましたけれども、県に現状において、この幸田町に新幹線駅を誘致するという話は、現時点においては私は申し上げていないと、今の私の段階ではその予定がないということを申し上げておきたいと思います。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま町長から、県のほうに働きかける現時点では予定はないという回答をいただきました。

私は幸田町の50年後、100年後の発展を望む、あるいは見た場合には、必要ではないかというふうに思っております。見解の相違でございますので、これ以上議論をしてもしょうがないというふうに判断をいたしますので、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、幸田町職員の給与水準についてであります。

町は、事業仕分けを行いまして、行政改革の姿勢を明確に示されました。2日間にわたる事業仕分けを私もすべて傍聴させていただきました。十分評価に値する仕分けであったというふうに考えます。事業に対する町民目線、あるいは他市町の状況を踏まえての学者目線による仕分け意見や判定結果は、役場職員だけでなく、私自身町会議員としてもよい勉強になりました。

ただ、1点だけ気になったことをあえて申し上げますと、事業仕分けの中で回答者として部長と課長が出席をしておりましたが、専ら課長が回答をしておりました。課長が回答に困った状況でも、ほとんどの部長さんがだんまりでございました。さすがに、2日目の事業仕分けでは、気がついた部長さんも見えて、意見を述べられておりましたけれども、来年度も事業仕分けを行う予定というふうに聞いておりますので、参考にしていただければというふうに思います。

それでは、来年度の事業仕分けでも多分仕分け対象にならないと思われず職員給与水準について質問をいたします。

御承知のように、歳出に占める人件費の割合というのは、景気の動向によって変化をしてみります。景気がよいときは、法人町民税・個人町民税・固定資産税などが多いため、過去、平成20年度、21年度は、人件費の割合は20%前後で推移をしてきました。

リーマンショックの影響は、平成22年度の税収減の形であらわれまして、人件費の割合は23%前後と推定されます。さらに、平成23年度から24年度は、東日本大震災の影響や直近の超円高による影響が自動車産業の業績を悪化させ、再びないしは継続的に税収減の形であられると推定をされます。

その結果、平成22年度の23%前後の人件費は、今後も継続して推移するものと考えますが、現在の予算に占める人件費の割合をどのように現在考えているのか、23%前後をやむを得ないもの、適当なものと考えているのか、説明を願います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この予算に占める人件費の割合の適否についてでございます。

議員おっしゃられますように、収入が減れば、当然予算規模も少なくなってきます。

素直にそれに伴って人件費が連動して減るといふ、そういう仕組みにはなっておりませんので、収入が減れば確実に人件費の占める割合はふえていくだろうと思います。

ただ、この20%とか23%とおっしゃられるわけでございますけれども、この全体事業の中で比較をすることが果たして正しい、私どもが今後人事行政運営をしていく上で正しい指標であるかという点で、若干ちょっとよくわからない部分もあるわけです。

私どものまちでは、いろいろな事業を展開をしております。例えば、この子ども医療費につきましては、中学生までやっております。そうすることによって、当然、これは歳出等もふえていく。それと、この歳出総額の中で見ていくということは、実は積立金も予算の歳出額のうちに入っておりますので、一概にそういう点では難しいかなと思っております。

この人件費の管理も含めて、やっぱり義務的経費を適正に管理をして、財政が硬直化にならないように、その中の一つとしては、当然、人件費も含まれるかと思いますが、そういう考え方で財政運営、さらに人事管理を行っていくべきかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） まさしく、私は財政が硬直化しないようにということを言いたいわけですが、民間では、企業業績が落ち込んだときに何をするか。残業カットをやりまます。賞与の減額を行います。福利厚生の見直しを行います。人員削減を行います。配置転換を行います。機能的な対応をすることによって、労務費の削減を必死になって行っております。

税収が落ち込んだときの職員給与はどのようになっているのか、過去はどのようにしてきたのか、あるいはどうあるべきか、説明を求めます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 確かに、税収が減れば、それなりの対応をしていく必要があるかと思っております。

私、公務員の給与の仕組みでございますけれども、基本的には、民間の業績が悪くなれば、それに連動してというか、民間給与に倣って勧告が出され、それによって給与が決まっておりますので、ある意味では、全国的には、この税収の増減に連動しておるというふうに理解をしております。

過去に、ただ税収が落ち込んだことを理由に給与カット等を行ったことはございません。そういう場合には、歳出の削減で、時間外の削減などは常に心がけてはおるわけでありまして、経常経費の一律5%、あるいは10%カットと、そういうようなことをやったことはありますが、人件費を切ったということはございません。

ただ、その給与等につきましては、平成14年以降でありますけれども、これは平成19年度を除きまして、給与改定は前年よりもマイナス、もしくは前年同額ということでありまして。さらに、期末・勤勉手当につきましては、平成3年には5.45カ月があったわけでございますけれども、現在では3.95カ月へと削減がされてきております。

そういうことで、幸田町における状況がそのまま職員の給料に反映するわけではございませんけれども、全国的に押し並べれば、民間の平均の方に倣ってふえたり減ったり

しておるかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの回答によりますと、一応、それなりの努力はしておりますということではありますが、その努力のしがいというのは、何を基準に持って言えばいいのかなという原点に戻るわけであります。

その原点に戻る一つの物差しとして、地方公務員の給与が適正であるかどうかの判断基準の一つに、国家公務員の給与と比較する方法、すなわちラスパイレス指数による比較があります。

ここに資料があります。愛知県が公表をしております「平成22年地方公務員実態調査」というものであります。幸田町のラスパイレス指数は98.2であります。幸田町の98.2より高い指数の市は15市、低い市の数は20市あります。また、幸田町の98.2より高いラスパイレス指数の町村はゼロ、低い町村は19町村であります。

したがって、町村の間ではトップであります。市の間では真ん中であるということですが、現在の幸田町のラスパイレス指数98.2をどのように考えているのか、適正と考えているのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） ラスパイレスの現状の水準についての見解でございます。

国家公務員とまるっきり同じであれば100というふうになるわけでございますけれども、若干国家公務員よりも下回っておるということで、ラスパイレスとしては国家公務員と比べた場合、トータルでは国家公務員より下回っておるということで、現状水準について問題はないかなというふうに思っております。

一部、年代層におきましては、高卒職員が100を超えておるようなところもございますけれども、ならしますと100以下でございますので、適正と考えております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま98.2のラスパイレス指数の水準は妥当なものというふうな回答がございましたが、実はラスパイレス指数にはもう一つ、地域手当補正後ラスパイレス指数というのが存在をいたします。国家公務員も地域によって地域手当を付加してもよろしいというルールになっております。この地域手当補正後のラスパイレス指数というのも愛知県のほうから公表をされております。地域手当補正後のラスパイレス指数に関しましては、幸田町の指数は103.8であります。これは何と名古屋市と同じ数値であります。幸田町の103.8より高いラスパイレス指数の市は4市しかありません。低い市は32市あります。幸田町の103.8より高い指数の町村はゼロであります。低い町村は19町村であります。

これを見ますと、幸田町の職員の給与水準は手厚い地域手当によりまして県内トップクラスの給与水準になっております。また、地域手当のない市町は41市町村、実に73%になっておるわけでございます。この状況についてどのように考えているのか、答弁願います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 地域手当についての御指摘でございます。

地域手当につきましては、その支払いの根拠が地域によって生ずる生活費の差を調整するために支給をされるという手当でございまして、そのために市町村単位に指定をされておるものでございます。

議員おっしゃられますように、幸田町は地域手当を加算をいたしますと、地域手当補正をするということになりますと、幸田町は地域手当が支給できる町村に指定をされていらないということですので、現在、私どもが支給をしております5%が補正にそのまま上乘せられて、先ほどおっしゃられた割合になろうかと思えます。

しかし、隣の西尾市等では、西尾市は6%、それから岡崎市は3%というふうに出されております。

また、この各市町村ごとに何をどのように検討されて出されておるのかというのがいまよくわからない部分でございまして、この5%につきまして、現在、確かに議員御指摘のように、国の支給対象となっておらないところに出しておるという点はございますが、もし幸田町に国家公務員の事業所等があった場合、ゼロ%かどうか、ここらについてはよくわからないところがあります。

町村でも、豊山町は15%だったかが国の率になっております。空港等がある関係かと思えますが、失礼しました。豊山は3%で、15%は日進市でございました。町村でも、国の機関があるところについては、そのように出されております。こちらについても、よくその内容等は精査をして、検討していきたいというふうに思えます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 地域手当補正後のラスパイレス指数ということに関しましては、国は平均で3%の地域手当を認めております。平均であります。幸田町は、地域手当ゼロ%であります。ただいま、町側からの回答は、ゼロ%である理由がよくわからないと言っておりますが、これは町民に対する説明責任の不足であります。国のゼロ%しか認めていないという理由がわからないから5%の支給をつけておりますというのは、回答になっておりませんと私は思います。

幸田町の手厚い地域手当に類するものとして、私は具体例で説明をしたいと思えます。

具体例のその1について説明します。地域手当というのは、給料プラス扶養手当プラス管理職手当、この合計の5%が支給されております。ちょっと古いデータですけれども、公表されているデータを持ってきますと、幸田町では、平成20年度実績で、支給総額、何と1億329万円であります。319人に支給されております。国が認めておるのが3%、それが幸田町に対してはゼロ%であります。認められていないのに5%も支給するというのは、町民に対してどう申し開きをするのでしょうか、回答願います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 現在の支給水準等につきまして、従来の調整手当を8%から5%へ下げて、現在来ておるわけでございます。

これに対して町民への説明をおっしゃられたわけでございますけれども、どのように説明していくかということにつきましては、よくこの国の地域手当についての内容について県等に照会をしても明確な答えが返ってこない状況ではあります、よく調査をしまして、町民の方に説明が必要であれば、説明ができるようにしていかなければならない

というふうに思っております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 地域手当が十分説明されていないことに対しては認めていただきましたので、半歩前進かなというふうには思います。

地域手当に類するもう一つの手厚い手当ということで、具体例をお話をします。

住居手当というのがあります。平成20年度の実績で、支給総額は2,010万円、支給されている人数は301名ということであります。借家、持ち家、その他で、ほとんどの職員が対象になっております。民間においては、住宅手当などは存在しません。住居手当というのは、本当に必要なものなのでしょうか、理由を説明願いたい。

○議長（池田久男君） 総務部次長。

○総務部次長（大竹広行君） 地域手当の関係でございますけれども、国の指定基準に基づきまして、国は岡崎市が3%、西尾市が6%、幸田町はゼロ%という形で示しております。先ほど部長が答弁しましたように、国とか県になぜ幸田町はゼロ%なのか、その根拠はということも聞いても、それは答えていただけっておりません。ただ、5万人以下の市町村は基本的にはゼロ%だよと、一律だよというような回答しかいただいております。

その中で、平成23年度でございますけれども、岡崎市は国が3%と言っている中を8%、西尾市さんは6%のところを6.5%、幸田町が、先ほどのように、ゼロ%を5%ということで、本来、地域手当につきましては、その生活費の差額を調整するという内容になっております。そういう形の中で、岡崎・西尾とこのような形で違うというのはどうかということで、幸田町については5%を支給をさせていただいております。

それと、あと住居手当の関係でございますけれども、議員お持ちのやつは平成20年度の実績で言ってみると思いますが、現時点では、住居手当につきましては、アパートの方が50名、住宅で世帯主で自己所有の方が80名ということで、130名の支給になっております。

これにつきましては、平成21年度から国等の人勸に基づきまして対象を削減をしております。現時点では、先ほど言いましたような形の支給対象になっております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの回答によりますと、周辺の市が高い地域手当が支給されているので、幸田町もいいはずであるというふうな理由だと理解をいたしました。幸田町に住んでいる住民の方々の住民税、あるいは固定資産税、企業のある法人住民税、すべて幸田町から納入されておるものでございます。その幸田町に住んでおる人たちに対して、役場の職員だけが地域手当を受け取るというのは、理解に苦しむところであります。

私は、まずはリセット状態、国が支給ゼロだというふうに言っておるならば、まずは原点に戻って、それからどうするべきかというのをオープンに議論をして進めていくのが本来の町政の王道であるというふうに思います。

景気が低迷し、法人町民税が減少し、月々の所得や給料減少、ボーナスの減額で町民が苦勞している現状の中で、幸田町は各種手数料、駐車料金など、受益者負担の名目で

値上げをことし4月から行いました。その一方で、職員給与水準がほとんど他の市町を上回っていると。手つかずのままでは、私は不公平であると思います。

地域手当が本当に必要なのか、見直しの余地が残っているのではないか、改革として「8つの誠」を掲げる町長の見解をお聞きしたいと思います。

見解を聞いた上で、私の質問を終わります。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろいろお話をいただいたわけでありましてけれども、志賀議員の申されたことを私自身非常に心に強く受けとめまして、その問題は今後提起させていただきたいというふうに思っております。

内容につきましては、私どもだけではなくて、職員組合、いろいろの問題がありまして、今までも提起をして人事院勧告については調整をしております。この10年、役場の職員の給料は一切上がっておりません。職員のボーナスも、本当に部長で大手の企業の、私のあれだけでも課長ぐらいの給料でございます。今の職員の私どもの部長の席に持たせているのが、果たして大手の会社といいますか、普通の会社で、本当に課長以下の給料です。どんどん下がっております。

そういうような状況の中で、志賀さんのおっしゃったことを私は十分受けとめさせていただいて、今後よく検討させていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 3番、志賀恒男君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、明日9月7日水曜日午前9時から再開します。

本日一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を9月20日火曜日までに提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 3時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年9月6日

議 長 池 田 久 男

議 員 大 嶽 弘

議 員 中 根 秋 男